

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月23日
【発行者名】	アバディーン投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 五生
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
【事務連絡者氏名】	渡瀬 久美子
【電話番号】	03-4550-5549
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	アバディーン・グローバル・ボンド・プラス Aコース（限定為替ヘッジ） アバディーン・グローバル・ボンド・プラス Bコース（為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	各ファンドとも上限 2,000億円
【縦覧に供する場所】	該当なし

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

アバディーン・グローバル・ボンド・プラス Aコース（限定為替ヘッジ）  
アバディーン・グローバル・ボンド・プラス Bコース（為替ヘッジなし）  
（「当ファンド」または「各ファンド」ということがあります。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、アバディーン投信投資顧問株式会社（以下「委託会社」といいます。）を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の受益権<sup>\*</sup>です。  
当初元本は、1口当たり1円です。  
格付けは取得していません。

<sup>\*</sup>当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、2,000億円を上限とします。  
なお、上記金額には、後記「(5)申込手数料」は含みません。

### (4)【発行（売出）価格】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額<sup>\*</sup>とします。

<sup>\*</sup>基準価額とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た金額です。なお、当ファンドの基準価額は、便宜上、1万口単位で表示されています。

基準価額は毎営業日計算し、原則として翌日の日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄の〔アバディーン〕に、略称「プラスA」、「プラスB」として掲載されます。  
また、販売会社または後記「照会先」でもお知らせします。

### (5)【申込手数料】

販売会社が別に定める手数料をお支払いいただきます。  
本書提出日現在の手数料率：買付申込受付日の翌営業日の基準価額に対し1.05%（税抜1%）以内  
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### (6)【申込単位】

当ファンドの買付をする際には、収益の分配時に収益分配金を受取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で全額再投資される「自動けいぞく投資コース」のどちらかのコースをお選びください。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」<sup>\*</sup>にしたがって契約を締結するものとします。

<sup>\*</sup>販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(1)一般コース：1万口以上1万口単位

(2)自動けいぞく投資コース：1万円以上1円単位

「自動けいぞく投資コース」を選択した投資家が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。  
スイッチングによる申込単位は以下の通りです。

(1)一般コース：1万口以上1万口単位

(2)自動けいぞく投資コース：1万円以上1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資家がスイッチングに際し、保有する「Aコース」または「Bコース」の全額をもって他のコースにスイッチングする場合は1口単位とします。

スイッチングの取扱いの販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社との間で「定時定額購入サービス」<sup>\*</sup>等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する申込単位によるものとします。

<sup>\*</sup>販売会社によっては、同様の権利義務関係を規定する名称の異なるサービスを行うことがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### (7)【申込期間】

平成21年10月24日から平成22年4月23日<sup>\*</sup>までとします。  
買付申込みの受付は、申込不可日を除く販売会社の営業日に行われます。

<sup>\*</sup>申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

買付については、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに買付申込みが行われ、かつ当該買付申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には買付申込み(スイッチングを含みます。)の受付は行いません。

「申込不可日」 ロンドンまたはニューヨークの証券取引所または銀行が休業日の場合  
=詳しくは販売会社にお問い合わせください。=

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取扱います。販売会社については、後述の「照会先」にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

販売会社の定める日までに買付申込代金を当該販売会社にお支払いください。  
販売会社は、買付申込受付日の買付申込代金の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

買付申込代金は、販売会社にお支払いください。  
販売会社については、後記「照会先」にお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

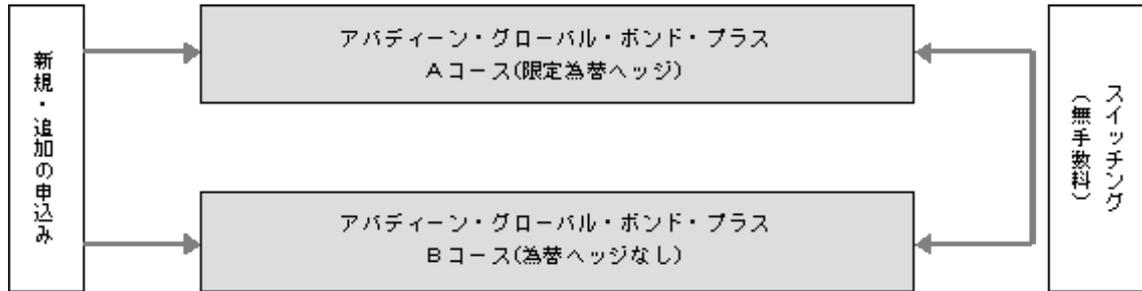
当ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

申込代金に利息はつきません。  
日本以外の地域での発行はありません。

## スイッチング

「Aコース」と「Bコース」との間で、無手数料でスイッチング（ファンド間の乗換え）ができます。



スイッチングによって買付申込みをする場合の発行価格は、買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、スイッチングにより換金されるコースについては、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して0.3%の信託財産留保額が差し引かれ（以下「換金価額」といいます。）、換金価額の個別元本超過額に対して税金がかかりますのでご注意ください。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、投資信託振替制度に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

〔照会先〕 アバディーン投信投資顧問株式会社

お問い合わせ窓口 03-4550-5549

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。）

インターネット・ホームページ <http://www.aberdeen-asset.co.jp/>

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### a. ファンドの目的

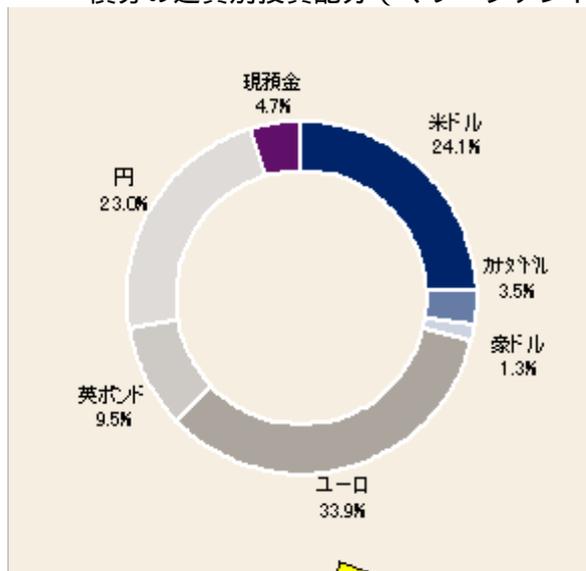
当ファンドは、親投資信託であるアバディーン・グローバル・ボンド・プラス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、信託財産の長期的な成長を図ることを目的とします。

###### b. ファンドの特色

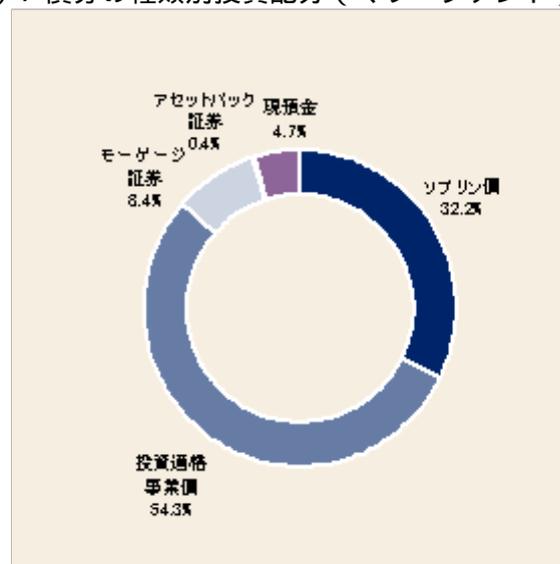
1. 日本を含む世界中の様々な債券への高度な分散投資
2. 各専門分野のスペシャリストがそれぞれの専門性を活かしたチーム運用
3. 「Aコース（限定為替ヘッジ）」と「Bコース（為替ヘッジなし）」の2つのコース
4. グローバルな運用体制
5. その他

当ファンドは、「世界のあらゆる債券を総合パッケージにしたファンド」です。

債券の通貨別投資配分（マザーファンド）/債券の種類別投資配分（マザーファンド）



マザーファンドがどのような通貨を、どれだけの比率で保有しているかを示しています。



マザーファンドがどのような債券を、どれだけの比率で保有しているかを示しています。

（2009年8月末日現在）

## ■ ファンドの特性（マザーファンド）

組入債券の平均最終利回り	3.70%
組入債券の平均直接利回り	4.02%
組入債券の平均格付け	AA

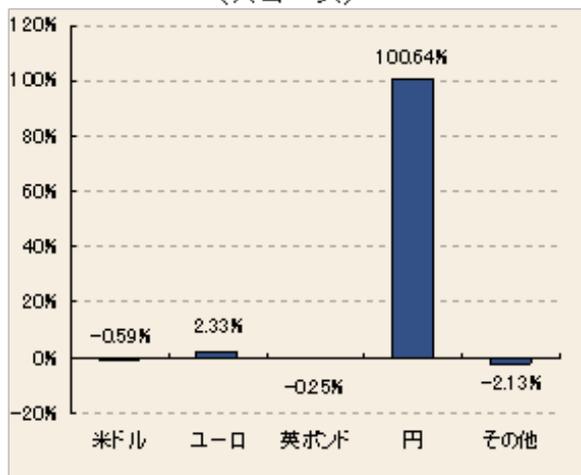
マザーファンドが組入れている債券の平均最終利回り、平均直接利回りおよび平均格付けを示しています。ファンドの特性（収益性や安全性）の確認ができます。

（2009年8月末日現在）

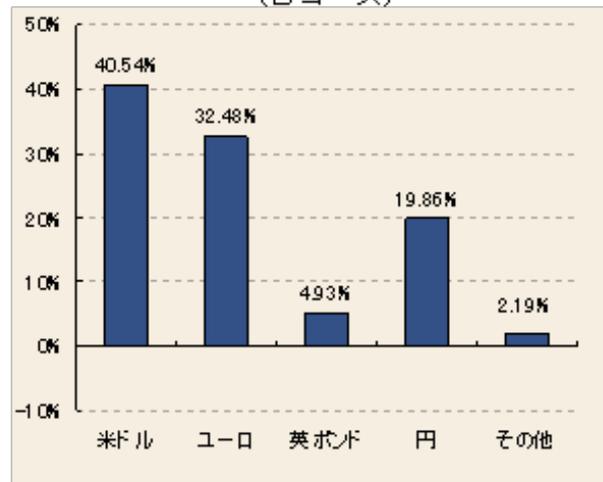
## ■ 通貨の投資配分

マザーファンドの通貨配分をもとに、為替ヘッジ後に、ベビーファンドがどのような通貨を、どれだけの比率で実質的に保有しているかを示しています。

（Aコース）



（Bコース）

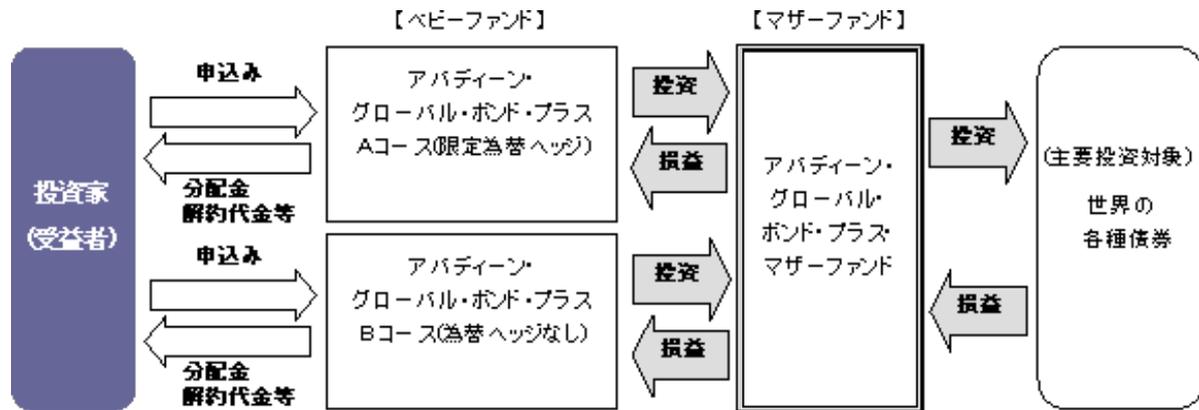


（2009年8月末日現在）

## c. ファミリー・ファンド方式

当ファンドはファミリー・ファンド方式により運用を行います。

ファミリー・ファンド方式とは、複数のベビーファンドをマザーファンドで合同運用する仕組みです。ベビーファンドである各ファンドの資金を、マザーファンドに投資します。実質的な運用は、下図で示すように、マザーファンドで行います。



## d. 信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、「Aコース」、「Bコース」とともに各3,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## e. 商品分類等

当ファンドの商品分類\*は「追加型投信/内外/債券」です。

\* 社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

## 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信 その他資産( ) 資産複合

\* 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## &lt; 当ファンドが該当する商品分類の定義 &gt;

単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるものをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
債券 一般 公債 社債 その他債券	年2回	日本	ファミリー・ ファンド	「Aコース」 あり (適時ヘッジ)
クレジット属性( ) 不動産投信	年4回	北米		
その他資産 (投資信託証券 (債券(高格付債)))	年6回(隔月)	欧州		
資産複合( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	年12回(毎月)	アジア	ファンド・ オブ・ファンズ	「Bコース」 なし
	日々	オセアニア		
	その他( )	中南米		
		アフリカ		
		中近東(中東)		
		エマージング		

\* 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## &lt; 当ファンドが該当する属性区分の定義 &gt;

属性の定義は、当ファンドの目論見書または信託約款において、下記の記載があるものをいいます。

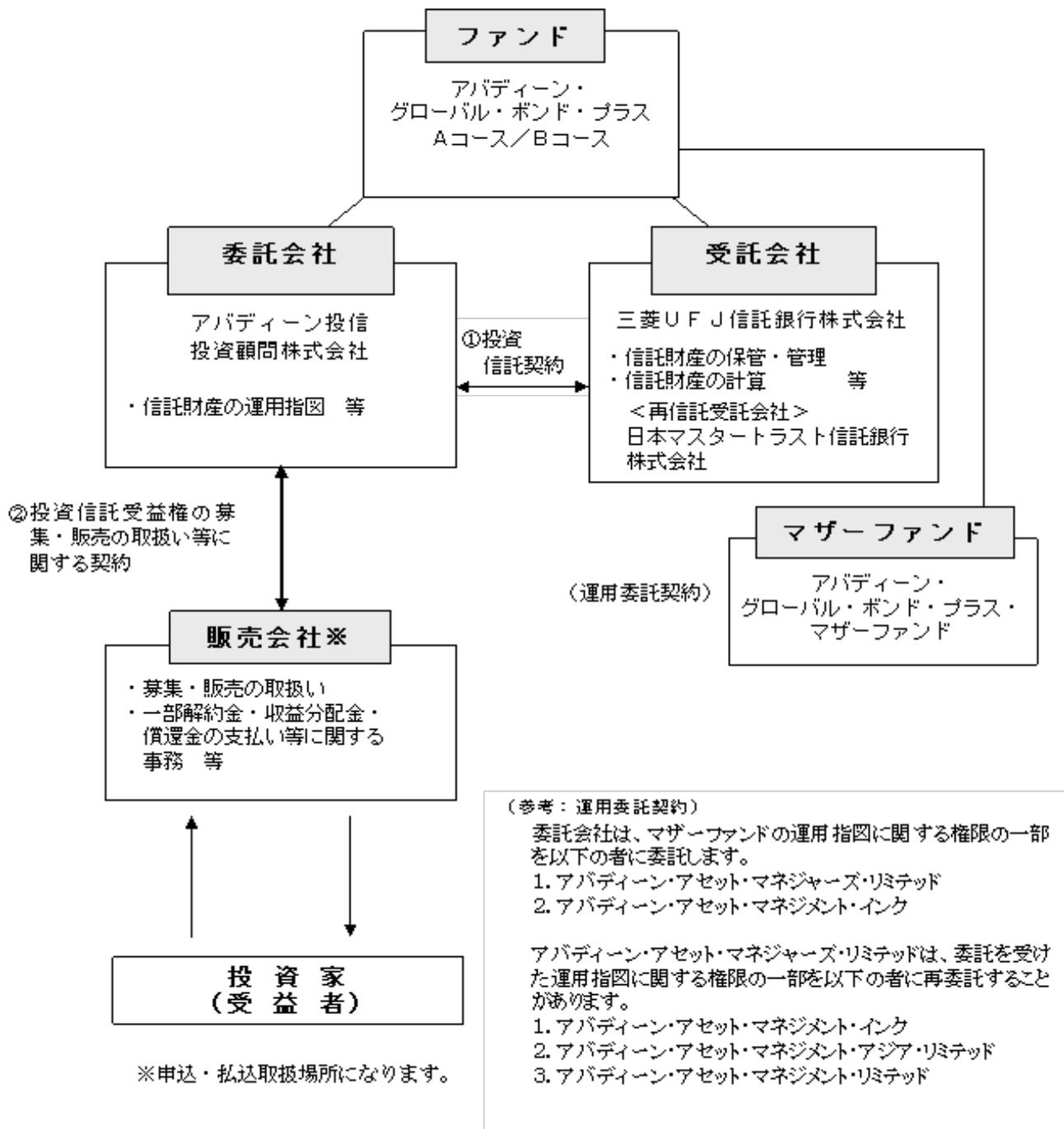
投資対象資産	その他資産	主として、株式、債券、不動産投信以外の資産に投資するものをいいます。
決算頻度	年2回	年2回決算を行うものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を含む)	組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とするものをいいます。なお、当ファンドにおいては「世界の資産」に「日本」を含みます。
投資形態	ファミリー・ファンド	親投資信託(マザーファンド、ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり	為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	為替ヘッジなし	為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、実質的に債券を投資対象としております。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

## (2) 【ファンドの仕組み】

## a. ファンドの仕組み



## &lt; 委託会社が関係法人と締結している契約等の概況 &gt;

## 受託会社（投資信託契約）

当ファンドの運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項について規定しています。

## 販売会社（投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約）

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定しています。

## b. 委託会社の概況

(以下に記載する情報は、本書提出日現在のものです。)

## 資本金の額

資本金 2,090.4百万円

発行する株式の総数 320,000株

発行済株式の総数 308,062株

## 会社の沿革

平成5年9月16日 クレディ・スイス投信株式会社設立

平成5年9月30日 証券投資信託委託業の認可

平成7年5月31日 投資顧問業の登録

平成9年3月31日 投資一任契約に係る業務の認可

平成9年4月1日 クレディ・スイス投資顧問株式会社と合併し、商号をクレディ・スイス投信投資顧問株式会社に変更

平成10年11月1日 商号をクレディ・スイス投信株式会社に変更

平成14年2月1日 ウォーバーク・ピンカス・アセット・マネジメント投信株式会社と合併

平成21年7月1日 商号をアバディーン投信投資顧問株式会社に変更

## 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
アバディーン・アセット・マネジメントPLC (Aberdeen Asset Management PLC)	英国スコットランド、 アバディーン	308,062株	100.00%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## a. 基本方針

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

## b. 投資態度

主としてマザーファンドに投資します。

マザーファンドを通じて、世界中の各種債券に分散投資を行います。なお、債券に直接投資する場合があります。

<世界中の様々な債券への高度な分散投資>

[主な投資対象債券、投資対象国および投資対象通貨]

投資対象国		投資対象通貨	投資対象債券
日本	アルゼンチン	日本円	国債
米国	ブラジル	米ドル	ソブリン債
カナダ	ベネズエラ	カナダ・ドル	投資適格事業債
オーストラリア	チリ	豪ドル	アセットバック証券
ニュージーランド	コロンビア	ニュージーランド・ドル	モーゲージ証券
オーストリア	トルコ	ユーロ	商業用モーゲージ証券
ベルギー	ハンガリー	デンマーク・クローネ	永久変動利付き債
デンマーク	チェコ	スウェーデン・クローネ	優先証券
フィンランド	ポーランド	スイス・フラン	ハイ・イールド債
フランス	ロシア	英ポンド	エマージング・マーケット債
ドイツ	スロバキア	等	等
アイルランド	ブルガリア	投資するエマージング・マーケット債は、米ドル建ておよびユーロ建てが中心となりますが、一部エマージング諸国の自国通貨建て（現地通貨建て）の債券に投資する場合があります。	
イタリア	スロベニア		
オランダ	リトアニア		
ポルトガル	タイ		
スペイン	マレーシア		
スウェーデン	インドネシア		
スイス	フィリピン		
イギリス	等		
メキシコ			

(注) 上記以外の債券、国および通貨に投資する場合があります。

投資対象通貨について、投資するエマージング・マーケット債は、米ドル建ておよびユーロ建てが中心となりますが、一部エマージング諸国の自国通貨建て（現地通貨建て）の債券に投資する場合があります。

[主な投資対象とする各種債券について]

ソブリン債	各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建、外貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。
投資適格事業債	スタンダード・アンド・プアーズ社やムーディーズ社といった格付け機関によって格付けされている事業債で「BBB-/Baa3格」以上の事業債をいいます。
アセットバック証券	自動車ローン、クレジットカード・ローンなど各種の金融債権を裏付けとして発行される証券をいいます。
モーゲージ証券	住宅ローン(モーゲージ・ローン)を裏付けとして発行される証券をいいます。
商業用モーゲージ証券	商業用不動産(オフィス・ビル、ショッピング・センター、ホテルなど)の賃貸料収入などを裏付けとして発行される証券をいいます。
永久変動利付き債	償還期限を定めていない債券で、表面利率が指標金利を基準に定期的に更改されるものをいいます。
優先証券	1990年代初めより米国において急速に発展してきた新しい形態の有価証券で、株式と社債の性格を併せ持っています。弁済順位は株式と上級社債の中間に位置します。なお、優先証券には様々な形態のものがありますが、当ファンドでは債券の性格を有するもののみを投資対象とします。
ハイ・イールド債	格付け機関によって格付けされている債券で「BB+/Ba1」格以下の事業債または格付けを持たないそれらと同等の事業債をいいます。
エマージング・マーケット債	エマージング諸国(新興成長国)が自国内やユーロ市場で発行する債券およびエマージング諸国の企業が発行する債券をいいます。

為替ヘッジ方法の違いから2つのコースがあります。

Aコース（限定為替ヘッジ）：

実質組入外貨建資産<sup>\*</sup>にかかる対円での為替ヘッジは、基本的に当該ベンチマークの通貨配分をベースとして行い、為替リスクの低減を図ります。ただし、円ベースでのパフォーマンスの安定化を図るため追加的に対円でのヘッジを行うことがあります。

Bコース（為替ヘッジなし）：

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

<sup>\*</sup>「実質組入外貨建資産」とは、各ファンドに属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産のうち各ファンドに属するとみなした額（各ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

アクティブ運用によりベンチマーク<sup>\*</sup>を上回る投資成果を目指します。

各コースのベンチマークは以下のとおりです。

Aコース（限定為替ヘッジ）：

「バークレイズ・キャピタル・グローバル総合インデックス」[円ヘッジベース]

対円での為替ヘッジを行い円換算したものです。

Bコース（為替ヘッジなし）：

「バークレイズ・キャピタル・グローバル総合インデックス」[円ベース]

現地通貨ベースの当該インデックスを円換算したものです。

バークレイズ・キャピタル・グローバル総合インデックスは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるバークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表を行うインデックスであり、世界の投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズ・キャピタルに帰属します。

<sup>\*</sup>「ベンチマーク」とは、ファンドのパフォーマンス評価やリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。各ファンドは、長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークに対して一定の成果をあげることを保証するものではありません。また、世界の債券市場の構造変化等によっては、各ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

ポートフォリオ（「ファンドの資産構成」を意味します。）の平均デュレーション<sup>\*</sup>は、原則としてベンチマークのデュレーション $\pm 50\%$ の範囲内に収まるようにします。

<sup>\*</sup>「デュレーション」とは、金利がある一定の割合で変動した場合、債券の価格がどの程度変化するかを示す指標で、この数値が大きいほど金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

また、ポートフォリオの通貨配分およびデュレーションの調整のため、デリバティブ取引を行うことがあります。

ポートフォリオの平均格付けを、原則として「AA-」格以上の水準に維持します。ポートフォリオの平均格付けとは、組入れる各債券の格付けを点数化し、ファンド全体の加重平均値を算出したものです。格付機関が規定している債券の各格付けを点数化（格付けのない債券は、財務内容などを分析して、適切と考えられる格付けの点数を充当します。）し、組入れる各債券の格付けの点数を加重平均します。この算出された加重平均値がファンド全体の『平均格付け』となります。この『平均格付け』のレベルを「AA-」格以上に維持することで、必要以上にファンド全体の信用リスクが高くないように配慮します。なお、将来的には、世界債券市場の構造変化等によって見直しを行うことがあります。

<p>&lt;債券の格付け&gt; 債券の格付けとは、債券の元本、利息の支払いの確実性の度合を示すもので、スタンダード・アンド・プアーズ社やムーディーズ社といった格付け機関が各債券の格付けを行っています。</p> <p>なお、1つの格付け内に等級を設けるため、付加的な記号が用いられることがあります。たとえば、スタンダード・アンド・プアーズ社では、1つの格付け内における平均以上あるいは平均以下の銘柄を表わすために、プラス(+)あるいはマイナス(-)を付加しています。</p>	格付け (高い)	スタンダード・アンド・プアーズ社	ムーディーズ社
		AAA	Aaa
		AA	Aa
		A	A
		BBB	Baa
		BB	Ba
		B	B
		CCC	Caa
		CC	Ca
		C	C
	格付け (低い)	D	-

#### 平均格付けの算出方法について

当ファンドで採用する平均格付け算出方法の事例をあげると、次のようになります。

[各格付けのポイント]

[平均格付け算出の事例]

(格付け)	(ポイント)	格付け	組入比率(%)	ポイント
米国債	22	米国債	50.0	11.00
米政府機関	21	米政府機関	10.0	2.10
AAA	20	AAA	10.0	2.00
AA+	19	AA+	0.0	0.00
AA	18	AA	5.0	0.90
AA-	17	AA-	0.0	0.00
A+	16	A+	0.0	0.00
A	15	A	5.0	0.75
A-	14	A-	0.0	0.00
BBB+	13	BBB+	3.0	0.39
BBB	12	BBB	5.0	0.60
BBB-	11	BBB-	0.0	0.00
BB+	10	BB+	2.0	0.20
BB	9	BB	2.0	0.18
BB-	8	BB-	2.0	0.16
B+	7	B+	2.0	0.14
B	6	B	2.0	0.12
B-	5	B-	2.0	0.10
CCC	4	CCC	0.0	0.00
CC	3	CC	0.0	0.00
C	2	C	0.0	0.00
D	1	D	0.0	0.00
合計			100.0	18.64

この事例ではポートフォリオの格付けのポイントの加重平均値が18.64となりますが、小数点第1位以下は切捨て、ポートフォリオ全体の平均のポイントは18とします。したがって、この例ではポートフォリオの平均格付けは「AA格」となります。

\* 上記は、ポートフォリオの平均格付けの算出方法を説明するために例示したものです。したがって、実際のポートフォリオとは異なります。

\* 個別債券の格付けについて、スタンダード・アンド・プアーズ社とムーディーズ社の格付けのうち高い方を採用しています。

#### c. 運用の特色

(以下は、マザーファンドの特色となります。)

超過収益の源泉を分散することにより、リスク・リターン特性の向上を目指します。

- ・ アバディーンの債券運用プロセスは1980年代に確立され、独自のリサーチ、魅力的なリスク・リターン特性を持った投資機会の発掘、様々な相関性の低い超過収益の源泉を組み合わせた運用、を主な特徴としています。
- ・ 相対価値、クレジット、金利および通貨の各分野において市場の非効率性を発見し、付加価値の創出に努めています。

チーム・アプローチを重視します。

- ・ 債券の運用は、90名以上の運用担当者により行われます。運用担当者は、明確な運用目標と報告体系の下で運用を行い、個別の超過収益の源泉において投資機会を追求します。
- ・ 投資適格債、ハイ・イールド、新興国債券、金利および通貨を超過収益の源泉として、各チームの運用担当者がそれぞれの専門分野で独立して運用を行います。

地域拠点：ロンドン(欧州)、フィラデルフィア(北米)、シンガポール、シドニーなどにポートフォリオ・マネジャーとアナリストを配置し、グローバルな情報交換体制の基、運用を行います。

当該マザーファンドの委託会社は、運用の指図に関する権限の一部を次の者に委託します。

- ・アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッド
- ・アバディーン・アセット・マネジメント・インク

また、アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッドは、委託を受けた運用指図に関する権限の一部を次の者に再委託する場合があります。

- ・アバディーン・アセット・マネジメント・インク
- ・アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド
- ・アバディーン・アセット・マネジメント・リミテッド

\* 運用の指図権限を委託されるそれぞれの者の委託の内容の範囲については、運用委託契約により委託会社が適宜決定します。なお、委託会社が適切であると認めた場合には運用の権限委託を行わない場合があります。

## 運用プロセス

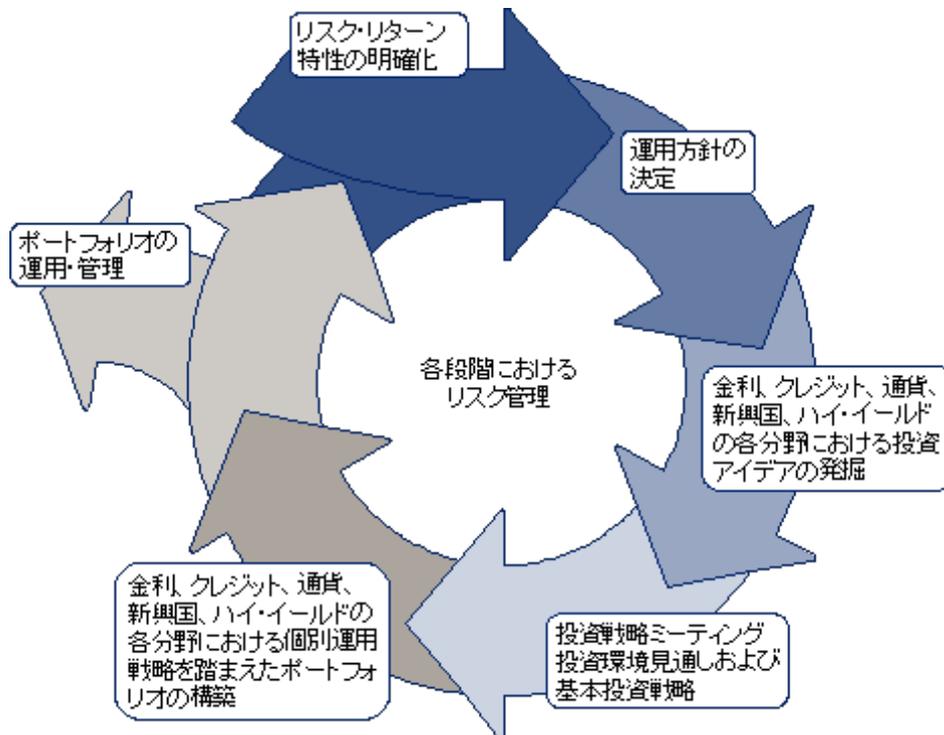
リスク・リターン特性を明確化し、運用方針を決定します。

金利、クレジット、通貨、新興国、ハイ・イールドの各分野のインベストメント・チームが、投資アイデアを発掘します。

投資戦略ミーティングでの投資環境見通しおよび基本的な投資戦略について討議を行います。

金利、クレジット、通貨、新興国、ハイ・イールドの各分野の運用戦略を総合し、ポートフォリオを構築します。

ポートフォリオの運用・管理を行います。



\* 上記は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (2) 【投資対象】

## a. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてアバディーン投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託アバディーン・グローバル・ボンド・プラス・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものおよび14の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

## b. 投資対象とする金融商品

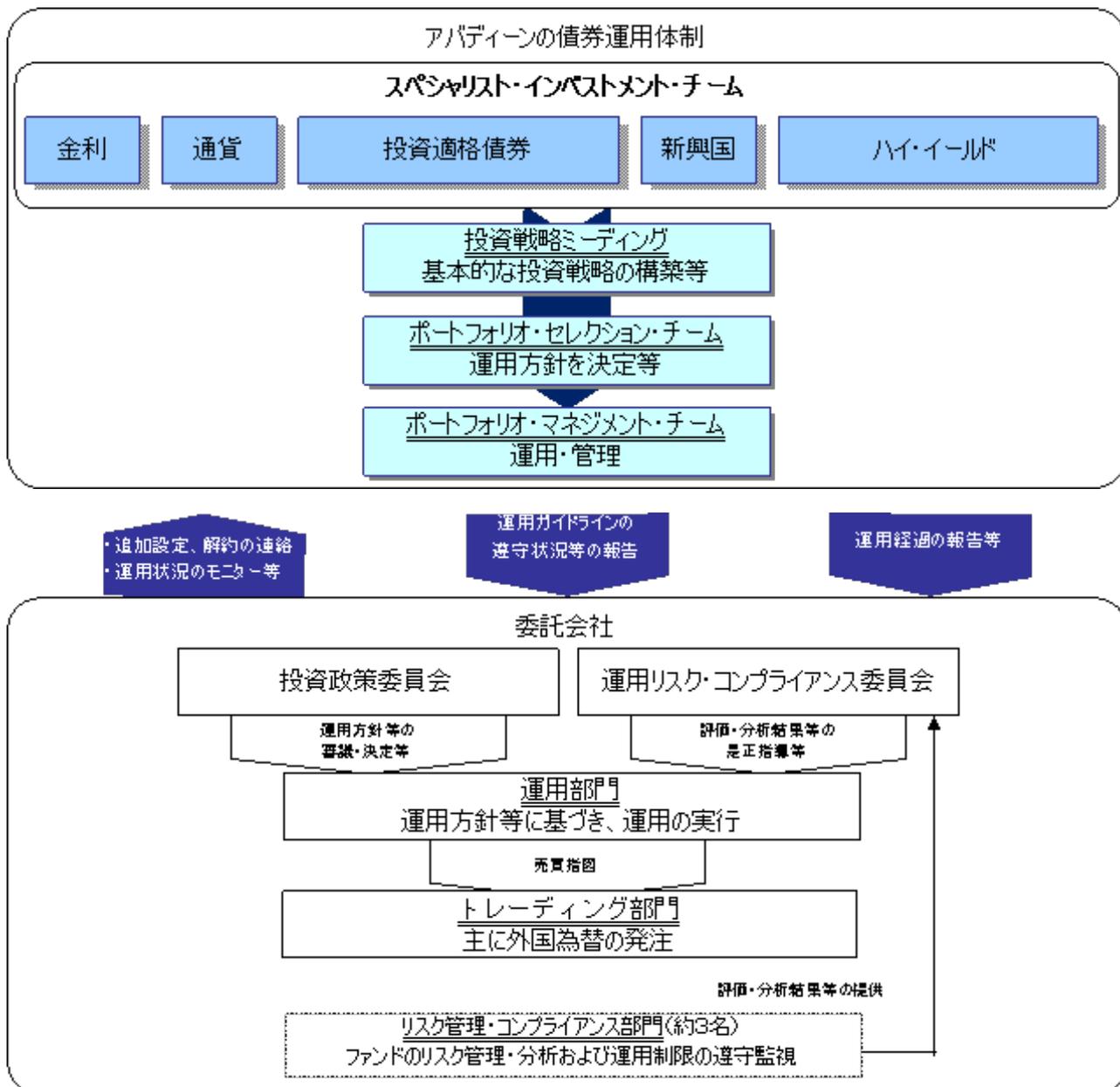
委託者は、信託金を、前記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

## c. その他の投資対象

1. 有価証券先物取引等を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
4. 外国為替の売買の予約を指図することができます。

## (3) 【運用体制】



## 運用体制に関する社内規程等

ファンドの運用に関する社内規程として、ポートフォリオ・マネージャーが遵守すべき服務規程を設け、ポートフォリオ・マネージャーの適正な行動基準および禁止行為を規定し、法令遵守、顧客の保護、取引の公正を図っています。

また、実際の運用の指図においては、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となるインサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。

## 関係法人に関する管理体制

受託会社：委託会社の社内ガイドラインに基づき、委託する業務の明確化および外部委託先の選定に係り適正な業務執行能力・信用力等を評価します。委託会社は、システム・ダウン、顧客情報の漏洩、緊急時対応等を含む内部統制状況を定期的に監視しています。

## (参考)

マザーファンドの投資顧問会社：

委託会社の社内ガイドラインに規定された、投資顧問会社の選定基準に基づき任命されます。委託会社は定期的に運用状況、運用ガイドラインの遵守状況などについてモニタリングを行います。

\* 運用業務の一部は、マザーファンドの運用委託契約に基づき、運用指図の権限を委託された者が行います。

\* 上記は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (4) 【分配方針】

## a. 収益分配方針

年2回の決算時（毎年1月29日および7月29日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、利子等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

## b. 収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期間終了日における利益は、次の方法により処理します。

イ. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用（消費税等相当額込）ならびに信託報酬（消費税等相当額込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

ロ. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用（消費税等相当額込）ならびに信託報酬（消費税等相当額込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期間終了日において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

## c. 分配金の支払い

分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (5) 【投資制限】

## a. 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含めます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

私募債等の流動性の乏しいものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以内とします。

## b. 信託約款上のその他の投資制限

投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

先物取引等の運用指図範囲

イ. 委託会社は、わが国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第18項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

ロ. 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ハ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入れヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受

取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 b. 投資対象とする金融商品」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ「先物取引等の運用指図範囲」で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引の運用指図範囲

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

- イ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ロ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価を行うものとします。
- ハ. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図範囲

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- イ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ハ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ニ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 有価証券の貸付けの指図および範囲

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けを行うことの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ロ. イ. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 資金の借入れ

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までまたは解約代金入金日までもしくは償還金の入金日までが5営業日以内である場合の期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金もしくは償還金の合計額、かつ借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### c. その他の法令上の投資制限

（法令は本書提出日現在のものであり、今後改正される場合があります。）

- イ．同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）  
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ．デリバティブ取引に係る投資制限  
（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）  
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

## (参考) マザーファンドの概要

## 親投資信託

## アバディーン・グローバル・ボンド・プラス・マザーファンド

## 運用の基本方針

信託約款第12条に基づき委託会社の定める方針は、次のものとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して、積極的な運用を行います。

## 2. 運用方法

## (1) 投資対象

日本およびエマージング諸国を含む世界の国債をはじめとした各種債券を主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

米国以外のOECD諸国については、基本的に国債を中心に投資し、エマージング諸国についてはブレイディ債やユーロ債を中心に投資します。一方、米国については、国債をはじめ、投資適格事業債、アセットバック証券、モーゲージ証券(ARMを含む)、商業用モーゲージ証券、ハイ・イールド・ボンド等といった各セクターの債券に分散投資します。

運用にあたっては、邦貨建余剰資金の運用および為替の売買等の一部を除く運用指図に関する権限の一部を、原則として、アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッドおよびアバディーン・アセット・マネジメント・インクにそれぞれ委託します。アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッドは、委託を受けた運用指図に関する権限の一部を、アバディーン・アセット・マネジメント・インク、アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド、アバディーン・アセット・マネジメント・リミテッドに対して、再委託することがあります。ただし、運用の指図権限を委託されるそれぞれの者の委託の内容の範囲については、運用委託契約により委託者が適宜決定します。なお、委託者が適切であると認めた場合には運用の権限委託を行わない場合があります。

金利および為替見通しに基づいて国別投資配分、通貨配分および各国のデュレーションを策定します。その策定した国別投資配分のなかで各種債券に分散投資します。ただし、各国の債券ポートフォリオの平均デュレーションは策定した各国のデュレーションに合わせるようにします。

平均デュレーションは、原則として「ベンチマークのデュレーション $\pm$ 50%」の範囲内に収まるようにします。トラッキング・エラーの目安は年率3%程度とします。

現地通貨建てエマージング・マーケット債への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

## (3) 投資制限

外貨建資産の投資割合には制限を設けません。

株式の投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含めます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

私募債等（短期社債等を除く）の流動性の乏しいものへの投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以内とします。

有価証券先物取引等は信託約款第15条の範囲で行います。

スワップ取引は信託約款第16条の範囲で行います。

有価証券先物取引等はヘッジ目的に限定しません。

### 3【投資リスク】

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、債券など値動きのある証券に投資します（また、外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動があります。）ので、基準価額は変動します。したがって元金が保証されているものではありません。

また、当ファンドは預貯金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構などの保護の対象ではなく、元金が保証されているものではありません。さらに、証券会社以外でご購入の場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下の通りです。ただし、これらを全て完全に網羅しておりませんのでご留意ください。

#### 外国債券に投資するリスクについて

##### イ．金利変動リスク

債券および債券先物の価格は金利変動の影響を大きく受けます。投資している債券市場の金利が上昇した場合、実質的に組入れている債券の価格が下落し、当ファンドの基準価額が下がることがあります。

債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券の価格は下落（利回りは上昇）し、逆に金利が低下する過程では債券の価格は上昇（利回りは低下）することになります。

##### ロ．信用リスク

債券の発行体は債券の保有者に対し、あらかじめ決められた期日にクーポンや償還金を支払う義務を負いますが、発行体が財政難や経営不振などの理由から、この義務を履行できなくなることがあります。この債務不履行の状態を「デフォルト」といいます。一般に、債券の発行体にデフォルトが発生した場合または予想される場合あるいは外部評価の変化等により、当該債券の価格が下落することが考えられます。このように発行体や社債の元利金の支払いを保証している保証人（該当する場合には）の信用状況の変化等により債券価格が上下するリスク、発行体がデフォルトに陥り債券の元利金を100%回収することができなくなるリスクなどを「信用リスク」といいます。この信用リスクの一つの尺度としては、民間の格付け機関による「格付け」があり、一般的には格付けの高い発行体ほど信用リスクが低いといえます。

##### ハ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となる場合があります。

##### ニ．市場の閉鎖等に伴うリスク

証券市場・外国為替市場その他の金融市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖され、これらの市場が混乱することがあります。これにより、当ファンドの運用が影響を被り、基準価額が下落する恐れがあります。また、一時的に当ファンドの受益権が換金できないこともあります。

##### ホ．為替変動リスク

外貨建資産（外国為替予約取引を含みます。）の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。為替変動の影響については、「Aコース（限定為替ヘッジ）」および「Bコース（為替ヘッジなし）」で次のようになります。

###### 「Aコース（限定為替ヘッジ）」

1．実質外貨建資産に対して、対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジに際しては、ヘッジ・コストがかかります。ヘッジ・コストとは、円金利とヘッジする通貨の金利との格差分に相当しますが、ヘッジする通貨の金利が円金利よりも高い場合、このヘッジ・コスト相当分だけ収益の低下要因となります。また、設定、解約等に伴う資金動向や組入有価証券の値動き等により、完全に為替ヘッジを行うことはできない場合があります。基準価額の変動要因になります。

2．基本的にベンチマークの通貨配分に合わせて対円での為替ヘッジを行います。この為替ヘッジ方法の留意点としては、次のことがあげられます。

- ・対円で為替ヘッジを行わない部分が出てくること

基本的にベンチマークの通貨配分に合わせて対円での為替ヘッジを行うため、実際のポートフォリオの通貨配分と為替ヘッジの通貨配分が異なることがあります。為替ヘッジを行わない部分については、為替変動の影響を受けることとなります。

- ・一種のクロス・ヘッジのような状態になる部分が出てくること

クロス・ヘッジ（他通貨ヘッジ）とは、ある外貨建資産に対し、当該通貨に対する対円での為替ヘッジを行わず、他の通貨で為替ヘッジを行うことをいいます。クロス・ヘッジをしている部分については、為替変動の影響を受けることとなります。

### 「Bコース（為替ヘッジなし）」

実質外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行いません。したがって、当該外貨建資産全体については為替変動の影響を受けることになります。

組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

### ヘ．流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといいます。当ファンドが直接またはマザーファンドの受益証券を通じて実質的に組入れている資産の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、この場合には基準価額の下落要因となります。

### マザーファンドの投資対象となる各種債券の主な固有のリスクについて

#### イ．ソブリン債への投資リスク

ソブリン債とは、各国政府や政府機関が発行する債券を総称するもので、一般的には比較的信用リスクが低いとされていますが、元利金の支払いの停止、延期その他によるデフォルト（債務不履行）の可能性があり、デフォルトが発生した場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

#### ロ．各種債権を証券化したものへの投資リスク（モーゲージ証券およびアセットバック証券等）

- 1．各種債権の原債務者によるデフォルトにより、これらの証券化対象の資産のポートフォリオ（以下「特定資産」といいます。）のパフォーマンスが悪化し、これら証券化商品の投資元本が回収されないおそれがあります。
- 2．特定資産を保有しておりそれを証券化して資金調達を行う者（オリジネーター）が倒産した場合に、これらの証券の発行体との間の倒産隔離が十分になされていない場合には、オリジネーターの倒産時に特定資産がオリジネーターの資産であるとみなされて証券化商品の元利金支払が履行不能ないしは履行遅滞に陥るリスクがあります。
- 3．特定資産からの元利金の回収を行う回収業者が倒産した場合に、回収業者が回収した資金が回収業者の破産財団等に組入れられて証券化商品の元利金支払が履行不能ないしは履行遅滞に陥るリスクがあります。
- 4．住宅ローンなどの借り手が予想を上回ってローンの期限前返済を行った場合、予想以上に早く元本の一部償還を受けられる可能性があります。
- 5．期限前返済に伴い償還された元本を再投資する場合、金利が低下している局面では、再投資利回りが期限前返済に伴い一部償還になった証券の利回りよりも低くなる可能性があります。期限前償還を受けた元本を再投資する場合には、これまでの特定資産と比べてリターンが下回るリスクがあります。
- 6．これらの証券化商品には、元利金支払を確保するための信用補完措置がなされているのが一般的ですが、それらの信用補完が想定されたとおりに機能し元利金支払が確実になされるという保証はありません。

#### ハ．ハイ・イールド債への投資リスク

- 1．ハイ・イールド債は、格付の高い債券と比較して、企業の財政難、経営不振、倒産および国家の政情・財政不安などにより、デフォルトが発生するリスクが高くなります。デフォルトが生じた場合あるいはデフォルトが予想される場合、ハイ・イールド債の価格が大きく下落することにより、当該債券に投資するマザーファンドの価格が下落する原因となります。
- 2．ハイ・イールド債は、金利の変化につれて価格が変動する債券としての性格を持つとともに、一般の債券と比較して株式に類似した特性を併せ持っています。このため、個々の企業の業績、財務内容の変化や全般的な景気動向の影響を強く受け、債券価格は格付けの引き上げ、引き下げなどによって大きく変動します。

#### ニ．エマージング・マーケット債への投資リスク

- 1．エマージング・カントリー（新興成長国）における政権交代や急激なインフレなどといった政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱する可能性があります。
- 2．証券の決済制度が未発達な国や地域では、決済の遅延・不能などが生じる可能性があります。
- 3．政策の変更が頻繁に行われることがあり、加えて政府の規制の影響が大きい国や地域では、政府の規制、税制、送金規制などに変更の可能性があります。
- 4．デフォルトなどが生じた場合、投資資金の回収が困難になる可能性があります。

#### ホ．永久変動利付債への投資リスク

永久変動利付債は償還期限が定められていないため、原則として長期の保有を前提としており、償還までの期間に発行体の倒産等により債券がデフォルト（債務不履行）になる可能性は、一般的には、同じ発行体の発行する償還期限が定められている債券より高くなります。

#### ヘ．優先証券への投資リスク

優先証券には一般の社債と比較して株式により類似している面もあるため、一般の社債以上に発行体の業績の変動の影響を受ける場合があります。優先証券の発行体において、万一元利金支払い不履行や支払い遅延等が生じると、当該優先証券の価格は大幅に下落します。この際、優先証券は弁済順位が

一般の債券に劣後するため、債券や他の債務に比べて下落幅が大きくなる可能性があります。通常、格付が低い優先証券は高い利回りで取引されますが、格付が高い債券よりもデフォルト（債務不履行）のリスクも高くなります。

#### < その他の留意点 >

##### 関係法人についての留意点

##### イ．販売会社

販売会社から委託会社に対して買付申込代金の払込みが現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

##### ロ．受託会社

###### ・受託会社の信用力に関わる留意点

受託会社の格付が低下した場合や、その他信用力が低下した場合には、為替取引その他の取引の相手方の提供するクレジット・ラインが削減される可能性があります。為替取引その他の取引ができなくなる可能性があります。さらに、そのような場合には、為替取引その他の取引に関して、適用される契約の条項に従い、既に締結されている当該契約が一括清算される可能性もあります。これらの場合には、そのような事情がない場合と比較して収益性が劣る可能性があります。また、受託会社に破産その他の倒産手続が開始した場合には、それにより当ファンドの運営に支障をきたすことが想定されます。

###### ・受託会社の辞任・解任に伴う委託会社の免責に関わる留意点

受託会社は、委託会社の承諾を受けて当ファンドおよびマザーファンドの受託会社の任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合には受託会社を解任することができます。受託会社が辞任または解任されたもしくは解任されうる場合において、委託会社が信託約款に定める受託会社の義務を適切に履行する能力ある新受託会社を選任することが不可能または困難であるときは、委託会社は解任権を行使する義務も新受託会社を選任する義務も負いません。委託会社は、受託会社の解任または新受託会社の選任についての判断を誠実に行うよう努めるものとしませんが、かかる判断の結果解任されなかった受託会社または選任された新受託会社が倒産等により信託約款に定める受託会社の義務を履行できなくなった場合には、委託会社は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

##### ハ．マザーファンドにおける運用の権限の委託の中止または委託の内容の変更

マザーファンドの運用指図に関する権限を委託された投資顧問会社が法律に違反した場合、運用委託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じさせた場合等において、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

##### ニ．運用担当者の交代に関するリスク

長期間にわたって当ファンドおよびマザーファンドを運用していく上で、当ファンドおよびマザーファンドの運用担当者が交代となることもあります。その場合においても、運用体制などは出来る限り継続性を維持するように努めるものの、運用担当者の交代等に伴い運用体制の見直しが必要となる場合があります。

##### ホ．委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）、受託会社とは別法人であり、委託会社は当ファンドの設定・運用について、販売会社は販売（申込代金の預り等を含みます。）について、受託会社は信託財産の管理・処分についてそれぞれ責任を有し、互いに他の者の業務について責任を有しません。

##### 繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、信託期間中であっても、「Aコース」と「Bコース」を合計した残存口数が30億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みを停止することがあります。この場合、新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

##### 投資方針の変更に関わる留意点

経済情勢や投資環境等の変化および投資効率等の観点から、当ファンドおよびマザーファンドの投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。

##### 収益分配方針に関わる留意点

当ファンドは、経費控除後の配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）を分配対象収益とし、毎決算時に、基準価額の水準、市場動向等を勘案して収益を分配します。基準価額の水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配原資となる売買益、利子等収益があれば分配を行う場合があります。

##### 解約によるマザーファンドの資金流出に伴う留意点

マザーファンドを投資対象とする他のファンドがある場合、解約資金を手当てするために、マザーファンドに属する有価証券を大量に売却しなくてはならないことがあります。その場合、市況動向や取引量等の状況によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する場合があります。

法令・税制・会計等の変更の可能性に関わる留意点

当ファンドに適用される法令・税制・会計等は、変更になる可能性があります。

目論見書の記載事項等の変更の可能性に関わる留意点

有価証券届出書の訂正届出書の提出等により、目論見書の記載事項等が変更になる可能性があります。

申込受付中止等の可能性に関わる留意点

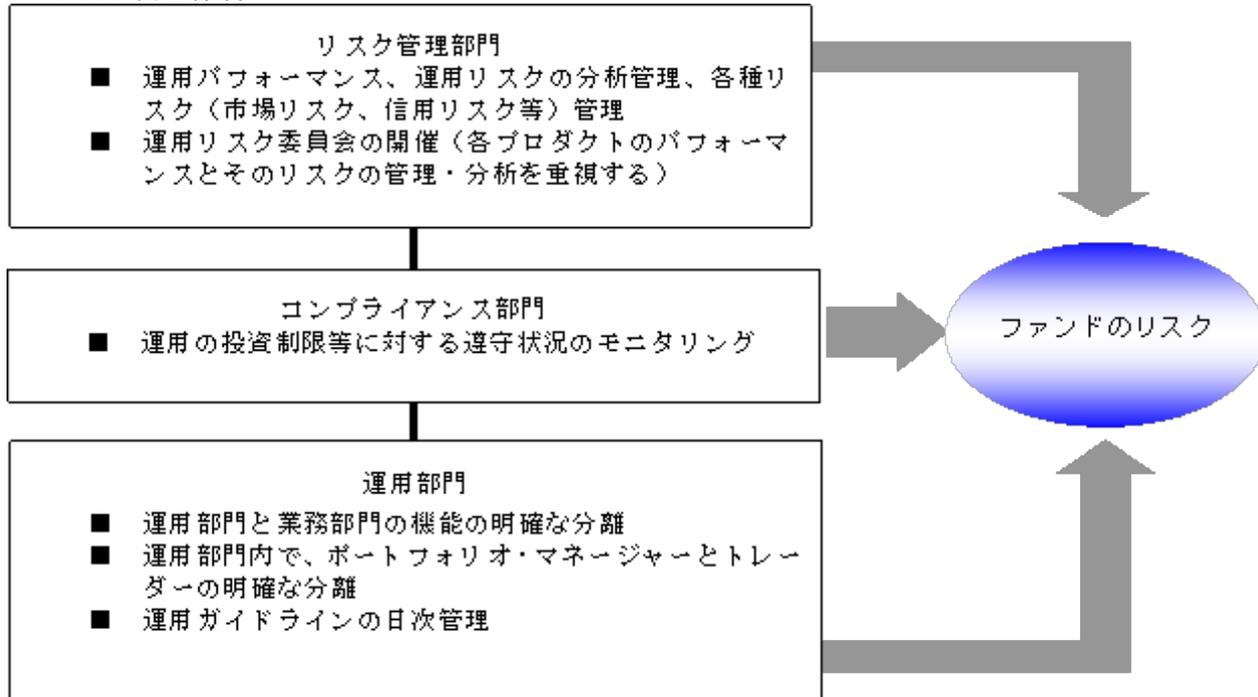
委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（社会的基盤の機能不全や予測不能な事態の発生など）があるときは買付申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた買付申込みを取消することができます。また同様の事情がある場合、換金申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金申込みを取消することができます。その場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額計算日に換金申込みを受付けたものとしします。

その他

資金動向や市況動向等によっては、当ファンドの投資方針に基づいた運用ができなくなる場合があります。

コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクや、システム上のリスクが生じる可能性があります。

## リスク管理体制



\* リスク管理業務の一部は、マザーファンドの運用委託契約に基づき、運用指図の権限を委託された者が行います。

（当ファンドのリスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。）

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

## a. 申込手数料

販売会社が別に定める手数料をお支払いいただきます。

本書提出日現在の手数料率：買付申込受付日の翌営業日の基準価額に対し1.05%（税抜1%）以内  
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## b. 以下の場合には、無手数料で取扱います。

「Aコース」と「Bコース」との間のスイッチングの場合

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、収益分配金を再投資する場合

なお、この場合の申込価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

## (2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し、0.3%を乗じた額がかかります。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.1025%（税抜1.05%）を乗じて得た額とし、その配分は次の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.525% （税抜0.5%）	年率0.525% （税抜0.5%）	年率0.0525% （税抜0.05%）

\* 委託会社の報酬には、マザーファンドの運用指図の権限を委託された者への投資顧問報酬が含まれます（信託財産の総資産総額に対して年率0.30%を上限とします。）。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間終了日または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

上記の信託報酬には、信託報酬に係る消費税等相当額が含まれます。

## (4)【その他の手数料等】

時期	項目	費用・税金
毎日	監査費用	信託財産の財務諸表の監査に要する費用（上限年間252万円（税抜240万円））
毎日	信託財産運営の諸費用	信託財産運営にかかる諸費用（振替受益権、目論見書、運用報告書等にかかる諸費用）および当該費用にかかる消費税等相当額 委託会社が合理的に見積った金額とし、信託財産の純資産総額に対し年率0.0525%（税抜0.05%）を上限として得た額
随時	信託事務の諸費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息
随時	借入金の利息	信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の、当該借入金の利息
取引毎	証券取引に伴う手数料等	組入有価証券等の売買において発生する、売買委託手数料および税金等、先物取引・オプション取引等や外貨建資産の保管等に要する費用

信託財産運営の諸費用は、毎計算期間終了日または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

監査費用および信託財産運営の諸費用については、将来的に変更される場合があります。

上記の監査費用および信託財産運営の諸費用以外の費用は、運用状況、資産規模および保有期間等により異なるため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、申込みから換金または償還までの間にご負担いただく費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況、資産規模および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

## (5) 【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

## a. 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合、または「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## b. 収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額に対して、以下のとおりとなります。

- ・当該受益者の個別元本と同額または上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ・当該受益者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の額が特別分配金、収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

## c. 個人の受益者に対する課税

## イ. 収益分配金に対する課税

普通分配金については配当所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率<sup>\*</sup>による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。または、確定申告を行い、申告分離課税ないし総合課税を選択することもできます。

<sup>\*</sup> 平成24年1月1日以降は、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

## ロ. 解約金または償還金に対する課税

解約時または償還時の差益（解約時または償還時の価額から取得したときの費用（申込手数料および消費税相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率<sup>\*</sup>により、申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収あり）の場合は、源泉徴収され申告は不要です。

<sup>\*</sup> 平成24年1月1日以降は、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

## ハ. 損益通算について

解約時または償還時の損失については、上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した場合の配当所得との通算が可能となります。なお、損益通算により控除しきれなかった損失については、繰越控除の対象となります。

## d. 法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに解約時または償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。地方税の特別徴収はありません。

なお、所得税額控除制度の適用があります。受取配当等の益金不算入制度の適用はありません。

<sup>\*</sup> 平成24年1月1日以降は、15%（所得税15%）となる予定です。

なお、販売会社に対する買取請求によるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<sup>\*</sup> 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】(平成21年8月31日現在)

## [Aコース]

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	939,381,621	95.45
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	日本	44,741,791	4.55
合計(純資産総額)		984,123,412	100.00

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。以下同じ。

## [Bコース]

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	3,870,850,018	98.90
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	日本	43,215,792	1.10
合計(純資産総額)		3,914,065,810	100.00

## (参考)アバディーン・グローバル・ボンド・プラス・マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	57,168,413	1.19
	カナダ	81,037,200	1.68
	ドイツ	296,934,371	6.17
	イタリア	201,195,000	4.18
	イギリス	447,569,086	9.30
	ベルギー	66,023,221	1.37
	小計	1,149,927,291	23.91
地方債証券	カナダ	44,492,737	0.92
特殊債券	日本	179,762,100	3.74
	アメリカ	480,223,764	9.98
	カナダ	39,467,655	0.82
	ドイツ	391,837,350	8.15
	オーストラリア	62,930,528	1.31
	マレーシア	42,102,893	0.88
	ノルウェー	186,074,110	3.87
	デンマーク	40,113,360	0.83
	小計	1,422,511,760	29.57
社債券	アメリカ	828,538,731	17.23
	カナダ	14,591,596	0.30
	ドイツ	34,462,470	0.72
	イタリア	125,549,245	2.61
	フランス	173,811,691	3.61
	オーストラリア	13,673,562	0.28
	イギリス	190,360,707	3.96
	バミューダ	88,831,009	1.85
	オランダ	258,912,198	5.38
	スペイン	60,881,044	1.27
	スウェーデン	13,665,603	0.28
	ルクセンブルク	90,444,749	1.88
	アイルランド	12,867,050	0.27
小計	1,906,589,655	39.64	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		286,534,513	5.96
合計(純資産総額)		4,810,055,956	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】(平成21年8月31日現在)

## [Aコース]

種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
親投資信託 受益証券	アバディーン・グロー バル・ボンド・プラス ・マザーファンド	719,777,505	1.2979	934,199,224	1.3051	939,381,621	95.45

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額比率です。以下同じ。

## [Bコース]

種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
親投資信託 受益証券	アバディーン・グロー バル・ボンド・プラス ・マザーファンド	2,965,941,321	1.2980	3,849,819,654	1.3051	3,870,850,018	98.90

(参考) アバディーン・グローバル・ボンド・プラス・マザーファンド  
評価額の上位30位銘柄

順位	銘柄名	国/地域	種類	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	LANDWIRTSCHAFT	ドイツ	特殊債券	200,000,000	98.50	197,001,400	101.60	203,208,200	1.375	2013/04/25	4.22
2	REPUBLIC OF ITALY	イタリア	国債証券	200,000,000	100.02	200,059,600	100.59	201,195,000	1.8	2010/02/23	4.18
3	5% UK TREASURY 2025	イギリス	国債証券	1,180,000	16,121.05	190,228,405	17,012.04	200,742,110	5	2025/03/07	4.17
4	4% DEUTSCHLAND REP	ドイツ	国債証券	1,440,000	13,337.67	192,062,542	13,164.18	189,564,278	4	2037/01/04	3.94
5	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUF16	ドイツ	特殊債券	190,000,000	95.59	181,624,800	99.27	188,629,150	2.05	2026/02/16	3.92
6	EKSPORTFINANS GE FINANCIAL	ノル ウェー	特殊債券	185,000,000	100.24	185,462,130	100.58	186,074,110	1.8	2010/06/21	3.87
7	ASSURANCE(ユーロ 円)	アメリカ	社債券	200,000,000	49.92	99,840,000	71.90	143,800,000	1.6	2011/06/20	2.99
8	日本政策投資銀行	日本	特殊債券	130,000,000	103.95	135,135,000	103.92	135,105,100	1.75	2017/03/17	2.81
9	5.5%FNMA 30Y 848193	アメリカ	特殊債券	1,382,415.04	9,535.52	131,820,556	9,672.12	133,708,967	5.5	2035/11/01	2.78
10	4.75% UK TREASURY	イギリス	国債証券	760,000	16,155.93	122,785,068	16,584.74	126,044,036	4.75	2020/03/07	2.62
11	5% UK TREASURY	イギリス	国債証券	740,000	16,337.11	120,894,673	16,322.01	120,782,940	5	2012/03/07	2.51
12	3.75% BUNDESREPUB. DEUTS	ドイツ	国債証券	770,000	13,785.35	106,147,206	13,944.16	107,370,093	3.75	2017/01/04	2.23
13	6.5% FNMA 30Y 831730	アメリカ	特殊債券	873,835.15	9,692.25	84,694,351	9,936.31	86,827,040	6.5	2036/09/01	1.81
14	FANNIE MAE	アメリカ	特殊債券	835,000	10,284.30	85,873,907	10,370.18	86,591,059	5.375	2016/07/15	1.80
15	5% INTESA SANPAOLO SPA	イタリア	社債券	600,000	13,538.25	81,229,554	13,843.35	83,060,124	5	2011/04/28	1.73
16	4.375% CARGILL INC	アメリカ	社債券	600,000	11,799.21	70,795,305	13,530.30	81,181,800	4.375	2013/04/29	1.69
17	4% CANADIAN GOVERNMENT	カナダ	国債証券	900,000	9,257.76	83,319,842	9,004.13	81,037,200	4	2017/06/01	1.68
18	3.375% SFR SA	フランス	社債券	500,000	12,438.59	62,192,952	13,255.71	66,278,572	3.375	2012/07/18	1.38
19	5.5%BELGIUM KINGDOM	ベルギー	国債証券	430,000	14,596.80	62,766,265	15,354.23	66,023,221	5.5	2028/03/28	1.37
20	6%QUEENSLAND TREASURY CO	オース トラリア	特殊債券	800,000	8,411.09	67,288,740	7,866.31	62,930,528	6	2015/10/14	1.31
21	3.5% US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	700,000	7,772.66	54,408,671	8,166.91	57,168,413	3.5	2039/02/15	1.19
22	5% ALLIANZ FINANCE II	オランダ	社債券	400,000	13,676.21	54,704,860	14,034.37	56,137,480	5	2013/03/06	1.17
23	FREDDIE MAC	アメリカ	特殊債券	581,422.27	9,299.96	54,072,080	9,385.99	54,572,267	3.75	2013/02/15	1.13
24	日本政策投資銀行	日本	特殊債券	50,000,000	86.60	43,301,000	89.31	44,657,000	1.05	2023/06/20	0.93
25	MERNA REINSURANCE LTD	バミュー ダ	社債券	500,000	8,391.11	41,955,576	8,901.18	44,505,926	1.2475	2010/07/07	0.93
26	4.375% QUEBEC PROVINCE	カナダ	地方債 証券	500,000	8,949.39	44,746,957	8,898.54	44,492,737	4.375	2013/02/04	0.92
27	MERNA REINSURANCE LTD	バミュー ダ	社債券	500,000	8,413.37	42,066,864	8,865.01	44,325,083	2.3475	2010/07/07	0.92
28	5.875% RABOBANK	オランダ	社債券	300,000	13,337.16	40,011,484	14,409.76	43,229,308	5.875	2019/05/20	0.90
29	7.75% PETROLIAM NATIONAL	マレーシ ア	特殊債券	385,000	9,790.74	37,694,384	10,935.81	42,102,893	7.75	2015/08/15	0.88
30	5.0% FNMA 685200	アメリカ	特殊債券	419,139	9,576.33	40,138,143	9,789.14	41,030,111	5	2018/03/01	0.85

(注) 評価金額については、平成21年8月31日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により、邦貨換算しております。  
投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額比率です。

## 種類別投資比率（平成21年8月31日現在）

## [Aコース]

種 類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	95.45
合 計	95.45

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する種類の評価金額の比率です。以下同じ。

## [Bコース]

種 類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.90
合 計	98.90

## (参考) アバディーン・グローバル・ボンド・プラス・マザーファンド

種 類	投資比率（％）
国債証券	23.91
地方債証券	0.92
特殊債券	29.57
社債券	39.64
合 計	94.04

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する種類の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

為替予約取引（平成21年8月31日現在）

## [Aコース]

資産の 種類	買建/ 売建	通貨	数量	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率 (%)
為替予約 取引	買建	米ドル	193,383.26	18,282,452	17,932,428	1.82
		カナダドル	24,856.01	2,175,397	2,106,049	0.21
		英ポンド	16,453.38	2,557,019	2,483,802	0.25
		ユーロ	148,775.91	19,940,434	19,732,148	2.01
	売建	米ドル	4,412,461.66	417,154,125	409,167,569	41.58
		カナダドル	282,855.08	24,755,476	23,966,310	2.44
		オーストラリアドル	78,512.48	6,122,403	6,135,750	0.62
		英ポンド	342,410.92	53,214,081	51,690,352	5.25
		シンガポールドル	22,476.33	1,473,548	1,446,801	0.15
		ニュージーランドドル	9,746.87	604,598	618,828	0.06
		スウェーデンクローネ	439,920.79	5,560,598	5,732,167	0.58
		ノルウェークローネ	71,441.57	1,088,055	1,098,056	0.11
		デンマーククローネ	232,680.72	4,183,599	4,144,043	0.42
		ユーロ	2,311,855.29	309,857,964	306,621,367	31.16

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する通貨の時価の比率です。以下同じ。

## [Bコース]

該当事項はありません。

## (参考) アバディーン・グローバル・ボンド・プラス・マザーファンド

資産の種類	買建 / 売建	通貨	数量	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	米ドル	18,832,033.94	1,833,701,041	1,746,106,185	36.30
		カナダドル	975,000.00	87,119,875	82,611,750	1.72
		オーストラリアドル	2,545,485.12	190,078,623	198,904,207	4.14
		英ポンド	3,309,794.68	519,584,704	499,646,603	10.39
		スウェーデンクローネ	2,260,000.00	29,003,144	29,447,800	0.61
		デンマーククローネ	1,800,000.00	33,312,973	32,058,000	0.67
		ユーロ	11,620,926.14	1,575,807,746	1,541,283,430	32.04
	売建	米ドル	10,829,175.85	1,026,980,235	1,004,081,184	20.87
		カナダドル	1,564,689.78	138,756,689	132,576,165	2.76
		オーストラリアドル	3,028,176.27	236,140,928	236,621,692	4.92
		英ポンド	5,076,653.65	811,274,848	766,371,635	15.93
		スイスフラン	1,136,521.50	97,922,692	99,525,187	2.07
		ユーロ	12,169,839.76	1,667,823,704	1,614,085,845	33.56

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する通貨の時価の比率です。

## 債券先物取引(平成21年8月31日現在)

## (参考) アバディーン・グローバル・ボンド・プラス・マザーファンド

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 20YR BOND	買建	9	米ドル	1,072,798.29	1,071,843.75	99,402,789	2.07

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する資産の時価の比率です。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成21年8月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間終了日の純資産の推移は次の通りです。

## [Aコース]

	純資産総額(百万円)		1口当たりの純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
1期(平成10年7月29日)	54,429	54,499	1.0001	1.0014
2期(平成11年1月29日)	42,614	43,462	1.0001	1.0200
3期(平成11年7月29日)	27,112	27,286	0.9650	0.9712
4期(平成12年1月31日)	14,486	14,608	0.9240	0.9318
5期(平成12年7月31日)	11,203	11,268	0.9189	0.9242
6期(平成13年1月29日)	9,966	10,027	0.9449	0.9507
7期(平成13年7月30日)	8,890	8,947	0.9297	0.9357
8期(平成14年1月29日)	7,273	7,349	0.9093	0.9188
9期(平成14年7月29日)	5,959	6,013	0.8752	0.8832
10期(平成15年1月29日)	5,351	5,407	0.9047	0.9142
11期(平成15年7月29日)	4,282	4,317	0.9086	0.9161
12期(平成16年1月29日)	3,971	4,006	0.9092	0.9172
13期(平成16年7月29日)	3,533	3,557	0.8859	0.8919
14期(平成17年1月31日)	3,628	3,661	0.9143	0.9228
15期(平成17年7月29日)	4,001	4,016	0.9116	0.9151
16期(平成18年1月30日)	3,712	3,717	0.8952	0.8962
17期(平成18年7月31日)	2,674	-	0.8800	-
18期(平成19年1月29日)	2,303	-	0.8774	-
19期(平成19年7月30日)	1,739	-	0.8647	-
20期(平成20年1月29日)	1,635	-	0.8849	-
21期(平成20年7月29日)	1,404	-	0.8500	-
22期(平成20年1月29日)	1,070	1,076	0.8241	0.8291
23期(平成21年7月29日)	979	1,002	0.8505	0.8705
平成20年8月末日	1,389	-	0.8679	-
平成20年9月末日	1,339	-	0.8526	-
平成20年10月末日	1,083	-	0.8123	-
平成20年11月末日	1,078	-	0.8166	-
平成20年12月末日	1,090	-	0.8309	-
平成21年1月末日	1,074	-	0.8239	-
平成21年2月末日	1,077	-	0.8368	-
平成21年3月末日	1,052	-	0.8382	-
平成21年4月末日	1,055	-	0.8469	-
平成21年5月末日	1,026	-	0.8449	-
平成21年6月末日	1,026	-	0.8700	-
平成21年7月末日	996	-	0.8524	-
平成21年8月末日	984	-	0.8653	-

## [Bコース]

	純資産総額（百万円）		1口当たりの純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
1期（平成10年7月29日）	98,564	109,731	1.0000	1.1133
2期（平成11年1月29日）	134,619	134,619	0.8835	0.8835
3期（平成11年7月29日）	89,231	90,276	0.8365	0.8463
4期（平成12年1月31日）	40,917	41,438	0.7372	0.7466
5期（平成12年7月31日）	28,811	29,152	0.7364	0.7451
6期（平成13年1月29日）	27,263	27,623	0.8035	0.8141
7期（平成13年7月30日）	24,784	25,077	0.8199	0.8296
8期（平成14年1月29日）	22,697	23,271	0.8489	0.8704
9期（平成14年7月29日）	18,547	18,919	0.7723	0.7878
10期（平成15年1月29日）	18,107	18,481	0.8227	0.8397
11期（平成15年7月29日）	15,898	16,198	0.8471	0.8631
12期（平成16年1月29日）	13,883	14,118	0.7948	0.8083
13期（平成16年7月29日）	12,976	13,163	0.7982	0.8097
14期（平成17年1月31日）	11,756	11,932	0.8013	0.8133
15期（平成17年7月29日）	10,906	11,103	0.8289	0.8439
16期（平成18年1月30日）	9,666	9,815	0.8436	0.8566
17期（平成18年7月31日）	8,470	8,602	0.8317	0.8447
18期（平成19年1月29日）	7,476	7,622	0.8741	0.8911
19期（平成19年7月30日）	6,445	6,564	0.8631	0.8791
20期（平成20年1月29日）	5,743	5,860	0.8319	0.8489
21期（平成20年7月29日）	5,246	5,356	0.8122	0.8292
22期（平成20年1月29日）	3,851	3,943	0.6291	0.6441
23期（平成21年7月29日）	3,885	3,997	0.6972	0.7172
平成20年8月末日	5,225	-	0.8205	-
平成20年9月末日	4,811	-	0.7648	-
平成20年10月末日	4,191	-	0.6707	-
平成20年11月末日	4,115	-	0.6594	-
平成20年12月末日	4,093	-	0.6609	-
平成21年1月末日	3,848	-	0.6205	-
平成21年2月末日	4,133	-	0.6729	-
平成21年3月末日	4,160	-	0.6854	-
平成21年4月末日	4,130	-	0.6941	-
平成21年5月末日	4,069	-	0.7001	-
平成21年6月末日	4,091	-	0.7232	-
平成21年7月末日	3,974	-	0.7030	-
平成21年8月末日	3,914	-	0.7001	-

## 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)	
	Aコース	Bコース
1期	0.0013	0.1133
2期	0.0199	0.0000
3期	0.0062	0.0098
4期	0.0078	0.0094
5期	0.0053	0.0087
6期	0.0058	0.0106
7期	0.0060	0.0097
8期	0.0095	0.0215
9期	0.0080	0.0155
10期	0.0095	0.0170
11期	0.0075	0.0160
12期	0.0080	0.0135
13期	0.0060	0.0115
14期	0.0085	0.0120
15期	0.0035	0.0150
16期	0.0010	0.0130
17期	0.0000	0.0130
18期	0.0000	0.0170
19期	0.0000	0.0160
20期	0.0000	0.0170
21期	0.0000	0.0170
22期	0.0050	0.0150
23期	0.0200	0.0200

## 【収益率の推移】

	収益率(%)	
	Aコース	Bコース
1期	0.1	11.3
2期	2.0	11.7
3期	2.9	4.2
4期	3.4	10.7
5期	0.0	1.1
6期	3.5	10.6
7期	1.0	3.2
8期	1.2	6.2
9期	2.9	7.2
10期	4.5	8.7
11期	1.3	4.9
12期	0.9	4.6
13期	1.9	1.9
14期	4.2	1.9
15期	0.1	5.3
16期	1.7	3.3
17期	1.7	0.1
18期	0.3	7.1
19期	1.4	0.6
20期	2.3	1.6
21期	3.9	0.3
22期	2.5	20.7
23期	5.6	14.0

## 6【手続等の概要】

### (1) 申込（販売）手続等

#### a. 申込方法

買付については、午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに買付申込みが行われ、かつ当該買付申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には買付申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行いません。

（後記の「申込不可日」をご参照ください。）

当ファンドの買付申込みをする際には、収益分配金を受取る「一般コース」もしくは収益分配金が引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の、どちらかのコースをお選びください。

「自動けいぞく投資コース」を選択した場合は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」<sup>\*</sup>にしたがって契約を締結するものとします。

<sup>\*</sup>販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

当ファンドは、販売会社によって「定時定額購入サービス」<sup>\*</sup>等を選択できる場合があります。「定時定額購入サービス」等に関する契約等を販売会社と取交わした場合、当該契約等で規定する申込方法によるものとします。

<sup>\*</sup>販売会社によっては、同様の権利義務関係を規定する名称の異なるサービスを行うことがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

「一般コース」を選択した場合は、買付申込金額（買付申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料（消費税等相当額込）を加えた金額を買付申込代金として販売会社にお支払いください。

「自動けいぞく投資コース」を選択した場合は、買付申込代金を販売会社にお支払いください。申込手数料（消費税等相当額込）は買付申込代金から差し引かれます。

#### b. 申込単位

一般コース：1万口以上1万口単位

自動けいぞく投資コース：1万円以上1円単位

「自動けいぞく投資コース」を選択した投資家が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。スイッチングによる申込単位は以下の通りです。

(1)一般コース：1万口以上1万口単位

(2)自動けいぞく投資コース：1万円以上1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資家がスイッチングに際し、保有する「Aコース」または「Bコース」の全額をもって他のコースにスイッチングする場合は1口単位とします。

スイッチングの取扱いは販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する申込単位によるものとします。

#### c. 申込価額

買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

#### d. 買付申込代金の支払日

原則として買付申込受付日から起算して5営業日目までに販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、前述の期日以前に買付申込代金をお支払いいただく場合があります。

#### e. 買付申込時の振替口座簿について

買付申込者は販売会社に、買付申込みと同時にまたはあらかじめ当該買付申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

### (2) 換金（解約）手続等

#### a. 換金申込みについて

換金申込みについては、午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに、換金申込みの受付が行われ、かつ当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には換金申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行いません。

（後記の「申込不可日」をご参照ください。）

#### b. 換金単位

「一般コース」の場合 : 1万口単位

「自動けいぞく投資コース」の場合 : 1口単位

c. 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額<sup>\*</sup>を差引いた額とします。

<sup>\*</sup>「信託財産留保額」とは、信託期間終了前の換金に対し、換金する投資家から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。これは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する投資家と償還時まで保有する投資家との公平性を確保する目的で導入されています。

d. 換金時における制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、1受益者が1日10億円を超える換金はできません。また、別途、1受益者が1日10億円以下の換金請求の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える換金の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える換金の受付時間に制限を設ける場合があります。

e. 換金代金の支払日

原則として換金申込受付日から起算して、5営業日目から販売会社において支払います。

f. 換金時の振替口座簿について

換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みに係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金申込みに係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

「申込不可日」

買付または換金申込受付日と同日付のロンドンまたはニューヨークの証券取引所または銀行が休業日の場合、販売会社の営業日であっても、買付または換金の申込みの受け付けは行いません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 7【管理及び運営の概要】

### (1) 資産の評価

- a. 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国予約為替の評価は、原則として、基準価額の計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- b. 基準価額は毎営業日計算し、原則として、翌日の日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄の〔アバディーン〕に、略称「プラスA」、「プラスB」として掲載されます。また、販売会社または次の照会先でもお知らせいたします。なお、当ファンドの基準価額は、便宜上、1万口単位で表示されています。

〔照会先〕 アバディーン投信投資顧問株式会社

お問い合わせ窓口 03-4550-5549

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。）

インターネット・ホームページ <http://www.aberdeen-asset.co.jp/>

- c. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

### (2) 保管

該当事項はありません。

### (3) 信託期間

無期限とします。

ただし、後記「(5)その他 a. 償還条件」に該当する場合は、信託契約を解約し信託を終了させることができます。

### (4) 計算期間

原則として毎年1月30日から7月29日までおよび7月30日から翌年1月29日までとします。

ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日は翌営業日とします。

また、最終計算期間終了日は、信託期間の終了日とします。

### (5) その他

#### a. 償還条件

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、「Aコース」と「Bコース」を合計した残存口数が30億口を下回るようになった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、監督官庁に届出する前に、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、当該手続きは適用されません。

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「b. 信託約款の変更」において信託約款の変更をしないこととした場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託約款を解約し、信託を終了させます。

#### b. 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およ

びその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、監督官庁に届出する前に、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更する場合は、上記 から の手続きにしたがいます。

c . 公告

日本経済新聞に掲載します。

d . 運用報告書

委託会社は、当ファンドの計算期間終了時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して、販売会社を通じて交付します。

e . 関係法人との契約の更新等に関する手続

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に関する業務の内容、一部解約に関する事務の内容、およびこれらに関する手続き等についての契約の有効期間は1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長され、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

f . 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g . 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

(6) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は、収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権、一部解約（換金）請求権、帳簿書類の閲覧・謄写の請求権です。

## 第2【財務ハイライト情報】

以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

当ファンドの「財務諸表」については、あらた監査法人による監査を受けており、当該監査法人による監査報告書は、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

## 【アバディーン・グローバル・ボンド・プラスAコース(限定為替ヘッジ)】

## 1【貸借対照表】

(単位:円)

	第22期 (平成21年1月29日現在)	第23期 (平成21年7月29日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	28,770,481	45,916,149
親投資信託受益証券	1,044,748,593	939,115,511
派生商品評価勘定	14,103,319	24,172,662
未収利息	39	62
流動資産合計	1,087,622,432	1,009,204,384
資産合計	1,087,622,432	1,009,204,384
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,756,693	249,380
未払収益分配金	6,494,668	23,023,379
未払解約金	1,278,320	336,646
未払受託者報酬	323,674	273,325
未払委託者報酬	6,473,402	5,466,410
その他未払費用	803,291	759,999
流動負債合計	17,130,048	30,109,139
負債合計	17,130,048	30,109,139
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	* <sub>1</sub> 1,298,933,712	* <sub>1</sub> 1,151,177,852
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	* <sub>2</sub> 228,441,328	* <sub>2</sub> 172,082,607
(分配準備積立金)	280,198,950	259,941,846
元本等合計	1,070,492,384	979,095,245
純資産合計	1,070,492,384	979,095,245
負債純資産合計	1,087,622,432	1,009,204,384

## 2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第22期	第23期
	自 平成20年 7月30日 至 平成21年 1月29日	自 平成21年 1月30日 至 平成21年 7月29日
営業収益		
受取利息	24,817	3,902
有価証券売買等損益	272,481,046	147,366,918
為替差損益	244,409,666	83,790,016
営業収益合計	28,046,563	63,580,804
営業費用		
受託者報酬	323,674	273,325
委託者報酬	* <sub>1</sub> 6,473,402	* <sub>1</sub> 5,466,410
その他費用	803,291	759,999
営業費用合計	7,600,367	6,499,734
営業利益又は営業損失( )	35,646,930	57,081,070
経常利益又は経常損失( )	35,646,930	57,081,070
当期純利益又は当期純損失( )	35,646,930	57,081,070
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	8,036,259	3,947,472
期首剰余金又は期首欠損金( )	247,994,445	228,441,328
剰余金増加額又は欠損金減少額	53,934,885	27,215,014
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	53,934,885	27,215,014
剰余金減少額又は欠損金増加額	276,429	966,512
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	276,429	966,512
分配金	* <sub>2</sub> 6,494,668	* <sub>2</sub> 23,023,379
期末剰余金又は期末欠損金( )	228,441,328	172,082,607

[次へ](#)

## 3 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 22 期 自 平成20年 7 月30日 至 平成21年 1 月29日	第 23 期 自 平成21年 1 月30日 至 平成21年 7 月29日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。	親投資信託受益証券 同 左
2. デリバティブの評価基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同 左

## 【アバディーン・グローバル・ボンド・プラスBコース(為替ヘッジなし)】

## 1【貸借対照表】

(単位:円)

	第22期 (平成21年1月29日現在)	第23期 (平成21年7月29日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	144,496,821	201,440,900
親投資信託受益証券	3,838,030,095	3,829,819,654
未収利息	197	275
流動資産合計	3,982,527,113	4,031,260,829
資産合計	3,982,527,113	4,031,260,829
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	91,831,490	111,475,783
未払解約金	12,794,652	10,053,336
未払受託者報酬	1,191,864	1,061,844
未払委託者報酬	23,837,207	21,236,688
その他未払費用	1,550,603	1,438,117
流動負債合計	131,205,816	145,265,768
負債合計	131,205,816	145,265,768
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	* <sub>1</sub> 6,122,099,383	* <sub>1</sub> 5,573,823,372
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	* <sub>2</sub> 2,270,778,086	* <sub>2</sub> 1,687,828,311
(分配準備積立金)	311,558,254	312,734,104
元本等合計	3,851,321,297	3,885,995,061
純資産合計	3,851,321,297	3,885,995,061
負債純資産合計	3,982,527,113	4,031,260,829

## 2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第22期		第23期	
	自 平成20年 7月30日	至 平成21年 1月29日	自 平成21年 1月30日	至 平成21年 7月29日
<b>営業収益</b>				
受取利息		55,801		12,364
有価証券売買等損益		1,029,038,009		553,789,559
営業収益合計		1,028,982,208		553,801,923
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		1,191,864		1,061,844
委託者報酬	*1	23,837,207	*1	21,236,688
その他費用		1,550,603		1,438,117
営業費用合計		26,579,674		23,736,649
営業利益又は営業損失( )		1,055,561,882		530,065,274
経常利益又は経常損失( )		1,055,561,882		530,065,274
当期純利益又は当期純損失( )		1,055,561,882		530,065,274
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		27,604,601		39,939,975
期首剰余金又は期首欠損金( )		1,213,426,923		2,270,778,086
剰余金増加額又は欠損金減少額		81,841,973		236,730,567
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		81,841,973		236,730,567
剰余金減少額又は欠損金増加額		19,404,365		32,430,308
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		19,404,365		32,430,308
分配金	*2	91,831,490	*2	111,475,783
期末剰余金又は期末欠損金( )		2,270,778,086		1,687,828,311

[次へ](#)

## 3 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 22 期 自 平成20年 7月30日 至 平成21年 1月29日	第 23 期 自 平成21年 1月30日 至 平成21年 7月29日
1. 有価証券の評価基準 および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価し ております。時価評価にあたっては 法令および社団法人投資信託協会規 則にしたがって評価するものとしま す。	親投資信託受益証券 同 左

(参考)

当ファンドは「アバディーン・グローバル・ボンド・プラス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は、次のとおりです。

### アバディーン・グローバル・ボンド・プラス・マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外です。

#### 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記番号	(平成21年1月29日現在)	(平成21年7月29日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		120,746,444	94,134,879
コール・ローン		32,250,537	70,968,801
国債証券		1,189,154,145	993,692,223
地方債証券		78,510,474	45,577,701
特殊債券		1,306,183,319	1,344,558,894
社債券		2,026,989,162	2,070,048,338
その他有価証券		203,229	-
派生商品評価勘定		57,613,088	77,040,287
未収入金		1,704	16,597,722
未収利息		65,330,751	55,109,078
前払費用		14,626,612	2,032,776
差入委託証拠金		43,804,595	82,185,555
流動資産合計		4,935,414,060	4,851,946,254
資産合計		4,935,414,060	4,851,946,254
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		34,728,374	83,048,402
未払金		18,048,817	-
流動負債合計		52,777,191	83,048,402
負債合計		52,777,191	83,048,402
純資産の部			
元本等			
元本	*1	4,319,514,056	3,674,347,150
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金( )		563,122,813	1,094,550,702
元本等合計		4,882,636,869	4,768,897,852
純資産合計		4,882,636,869	4,768,897,852
負債純資産合計		4,935,414,060	4,851,946,254

(注)「アバディーン・グローバル・ボンド・プラス・マザーファンド」の計算期間は毎年1月30日から翌年1月29日までであり、本報告書における開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記貸借対照表は、平成21年1月29日および平成21年7月29日における同ファンドの状況です。

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成20年 7月30日 至 平成21年 1月29日	自 平成21年 1月30日 至 平成21年 7月29日
1. 有価証券の 評価基準および 評価方法	<p>有価証券は、個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しています。</li> <li>計算期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。</li> <li>金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。</li> <li>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しています。</li> </ul>	同 左
2. デリバティブ の評価基準および 評価方法	<p>(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>(1)先物取引 同 左</p> <p>(2)為替予約取引 同 左</p>
3. その他財務諸 表作成のための 基本となる 重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 同 左</p>

### 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

- a. 名義書換手続き等  
名義書換は行われません。
- b. 受益者等に対する特典  
該当事項はありません。
- c. 譲渡制限の内容  
譲渡制限はありません。
- d. 受益権の譲渡  
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- e. 受益権の譲渡の対抗要件  
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- f. 受益権の再分割  
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、
- g. 償還金  
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金の支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。
- h. 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて  
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第4【ファンドの詳細情報の項目】

「ファンドの詳細情報の項目」では、請求目論見書（有価証券届出書第三部<sup>\*</sup>の内容を記載した目論見書）の項目を記載しています。請求目論見書とは、金融商品取引法の規定に基づき投資家からの請求により交付される目論見書です。ご請求の場合は販売会社にお問い合わせください。

\*当該情報は「EDINET（エディネット）」でもご覧いただけます。EDINETとは、Electronic Disclosure for Investors' Network の略で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」のことです。投資家はEDINETを利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書等の開示書類を閲覧することができます。

第1 ファンドの沿革	第4 ファンドの経理状況
第2 手続等	1 財務諸表
1 申込（販売）手続等	(1) 貸借対照表
2 換金（解約）手続等	(2) 損益及び剰余金計算書
第3 管理及び運営	(3) 注記表
1 資産管理等の概要	(4) 附属明細表
(1) 資産の評価	2 ファンドの現況
(2) 保管	純資産額計算書
(3) 信託期間	資産総額
(4) 計算期間	負債総額
(5) その他	純資産総額（ - ）
2 受益者の権利等	発行済数量
	1 単位当たり純資産額（ / ）
	第5 設定及び解約の実績

## 第三部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成10年1月30日	信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始
平成12年8月31日	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッドおよびクレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシーへ運用指図の権限の一部委託を開始
平成19年2月26日	当ファンドの運用指図の権限の委託を中止し、マザーファンドの運用指図の権限の委託のみ継続
平成21年7月1日	アバディーン・グローバル・ボンド・プラスAコース（限定為替ヘッジ）、アバディーン・グローバル・ボンド・プラスBコース（為替ヘッジなし）、アバディーン・グローバル・ボンド・プラス・マザーファンドへ名称変更 マザーファンドの運用指図の権限の委託先を変更

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

##### a. 申込方法

買付については、午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに買付申込みが行われ、かつ当該買付申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には買付申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行いません。

（後記の「申込不可日」をご参照ください。）

当ファンドの買付申込みをする際には、収益分配金を受取る「一般コース」もしくは収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の、どちらかのコースをお選びください。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」

\* にしたがって契約を締結するものとします。

\* 販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

当ファンドは、販売会社によって「定時定額購入サービス」\*等を選択できる場合があります。「定時定額購入サービス」等に関する契約等を販売会社と取交わした場合、当該契約等で規定する申込方法によるものとします。

\* 販売会社によっては、同様の権利義務関係を規定する名称の異なるサービスを行うことがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

「一般コース」を選択した場合は、買付申込金額（買付申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料（消費税等相当額込）を加えた金額を買付申込代金として販売会社にお支払いください。「自動けいぞく投資コース」を選択した場合は、買付申込代金を販売会社にお支払いください。申込手数料（消費税等相当額込）は買付申込代金から差し引かれます。

##### b. 申込単位

一般コース : 1万口以上1万口単位

自動けいぞく投資コース : 1万円以上1円単位

「自動けいぞく投資コース」を選択した投資家が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。スイッチングによる申込単位は以下の通りです。

(1)一般コース : 1万口以上1万口単位

(2)自動けいぞく投資コース : 1万円以上1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資家がスイッチングに際し、保有する「Aコース」または「Bコース」の全額をもって他のコースにスイッチングする場合は1口単位とします。

スイッチングの取扱いは販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する申込単位によるものとします。

##### c. 申込価額

買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

##### d. 買付申込代金の支払日

原則として買付申込受付日から起算して5営業日目までに販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、前述の期日以前に買付申込代金をお支払いいただく場合があります。

##### e. 買付申込時の振替口座簿について

買付申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該買付申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項

の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

## 2【換金（解約）手続等】

- a. 換金申込みについては、午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに、換金申込みの受付が行われ、かつ当該申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には換金申込み（スイッチングを含みます。）の受け付けは行いません。

（後記の「申込不可日」をご参照ください。）

### b. 換金単位

「一般コース」の場合 : 1万口単位

「自動けいぞく投資コース」の場合 : 1口単位

### c. 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額<sup>\*</sup>を差引いた額とします。

<sup>\*</sup>「信託財産留保額」とは、信託期間終了前の換金に対し、換金する投資家から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。これは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する投資家と償還時まで保有する投資家との公平性を確保する目的で導入されています。

### d. 換金時における制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、1受益者が1日10億円を超える換金はできません。また、別途、1受益者が1日10億円以下の換金請求の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える換金の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える換金の受付時間に制限を設ける場合があります。

### e. 換金代金の支払日

原則として換金申込受付日から起算して、5営業日目から販売会社において支払います。

### f. 換金時の振替口座簿について

換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みに係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金申込みに係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### 「申込不可日」

買付または換金申込受付日と同日付のロンドンまたはニューヨークの証券取引所または銀行が休業日の場合、販売会社の営業日であっても、買付または換金の申込みの受け付けは行いません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金・その他の資産をいいます。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国予約為替の評価は、原則として、基準価額の計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- b. 基準価額は毎営業日計算し、原則として、翌日の日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄の〔アバディーン〕に、略称「プラスA」、「プラスB」として掲載されます。また、販売会社または次の照会先でもお知らせいたします。なお、当ファンドの基準価額は、便宜上、1万口単位で表示されていません。

〔照会先〕 アバディーン投信投資顧問株式会社

お問い合わせ窓口 03-4550-5549

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。）

インターネット・ホームページ <http://www.aberdeen-asset.co.jp/>

- c. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- d. 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金<sup>\*1</sup>は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等<sup>\*2</sup>に応じて計算されるものとします。

\*1「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加設定のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

\*2「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

##### (2)【保管】

該当事項はありません。

##### (3)【信託期間】

無期限とします。

ただし、後記「(5) その他 a. 償還条件」に該当する場合は、信託契約を解約し信託を終了させることができます。

##### (4)【計算期間】

原則として毎年1月30日から7月29日までおよび7月30日から翌年1月29日までとします。

ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日は翌営業日とします。

また、最終計算期間終了日は、信託期間の終了日とします。

##### (5)【その他】

###### a. 償還条件

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、「Aコース」と「Bコース」を合計した残存口数が30億口を下回るようになった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、監督官庁に届出する前に、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、当該手続きは適用されません。

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「b. 信託

約款の変更」において信託約款の変更をしないこととした場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託約款を解約し、信託を終了させます。

b. 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、監督官庁に届出する前に、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更する場合は、上記 から の手続きにしたがいます。

c. 公告

日本経済新聞に掲載します。

d. 運用報告書

委託会社は、当ファンドの計算期間終了時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して、販売会社を通じて交付します。

e. 関係法人との契約の更新等に関する手続

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に関する業務の内容、一部解約に関する事務の内容、およびこれらに関する手続き等についての契約の有効期間は1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長され、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

f. 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g. 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

## 2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### a. 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後、1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日）までに毎計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

### b. 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日）までに信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

### c. 一部解約（換金）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1万口単位（自動けいぞく投資契約等にかかる受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求する権利を有します。

### d. 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

## 第4【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第22期計算期間（平成20年7月30日から平成21年1月29日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しており、第23期計算期間（平成21年1月30日から平成21年7月29日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しています。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しています。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間（平成20年7月30日から平成21年1月29日まで）、および第23期計算期間（平成21年1月30日から平成21年7月29日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けています。
- (4)平成21年7月1日をもって、当ファンドの投資信託委託業者は、アバディーン投信投資顧問株式会社に商号を変更いたしました。
- (5)平成21年7月1日をもって、当ファンドの名称を「クレディ・スイス・グローバル・ボンド・プラスAコース（限定為替ヘッジ）」および「クレディ・スイス・グローバル・ボンド・プラスBコース（為替ヘッジなし）」から「アバディーン・グローバル・ボンド・プラスAコース（限定為替ヘッジ）」および「アバディーン・グローバル・ボンド・プラスBコース（為替ヘッジなし）」に変更いたしました。  
また、当ファンドの投資対象である「クレディ・スイス・グローバル・ボンド・プラス・マザーファンド」も、平成21年7月1日をもって、名称を「アバディーン・グローバル・ボンド・プラス・マザーファンド」に変更いたしました。

## 1【財務諸表】

## 【アバディーン・グローバル・ボンド・プラスAコース(限定為替ヘッジ)】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第22期 (平成21年1月29日現在)	第23期 (平成21年7月29日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	28,770,481	45,916,149
親投資信託受益証券	1,044,748,593	939,115,511
派生商品評価勘定	14,103,319	24,172,662
未収利息	39	62
流動資産合計	1,087,622,432	1,009,204,384
資産合計		
	1,087,622,432	1,009,204,384
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,756,693	249,380
未払収益分配金	6,494,668	23,023,379
未払解約金	1,278,320	336,646
未払受託者報酬	323,674	273,325
未払委託者報酬	6,473,402	5,466,410
その他未払費用	803,291	759,999
流動負債合計	17,130,048	30,109,139
負債合計		
	17,130,048	30,109,139
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	* <sub>1</sub> 1,298,933,712	* <sub>1</sub> 1,151,177,852
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	* <sub>2</sub> 228,441,328	* <sub>2</sub> 172,082,607
(分配準備積立金)	280,198,950	259,941,846
元本等合計	1,070,492,384	979,095,245
純資産合計		
	1,070,492,384	979,095,245
負債純資産合計		
	1,087,622,432	1,009,204,384

## （ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第22期	第23期
	自 平成20年 7 月30日 至 平成21年 1 月29日	自 平成21年 1 月30日 至 平成21年 7 月29日
<b>営業収益</b>		
受取利息	24,817	3,902
有価証券売買等損益	272,481,046	147,366,918
為替差損益	244,409,666	83,790,016
<b>営業収益合計</b>	<b>28,046,563</b>	<b>63,580,804</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	323,674	273,325
委託者報酬	* <sub>1</sub> 6,473,402	* <sub>1</sub> 5,466,410
その他費用	803,291	759,999
<b>営業費用合計</b>	<b>7,600,367</b>	<b>6,499,734</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>	<b>35,646,930</b>	<b>57,081,070</b>
経常利益又は経常損失（ ）	35,646,930	57,081,070
<b>当期純利益又は当期純損失（ ）</b>	<b>35,646,930</b>	<b>57,081,070</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	8,036,259	3,947,472
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>	<b>247,994,445</b>	<b>228,441,328</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	53,934,885	27,215,014
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	53,934,885	27,215,014
剰余金減少額又は欠損金増加額	276,429	966,512
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	276,429	966,512
分配金	* <sub>2</sub> 6,494,668	* <sub>2</sub> 23,023,379
<b>期末剰余金又は期末欠損金（ ）</b>	<b>228,441,328</b>	<b>172,082,607</b>

## ( 3 ) 【注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

項目	第 22 期 自 平成20年 7 月30日 至 平成21年 1 月29日	第 23 期 自 平成21年 1 月30日 至 平成21年 7 月29日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。	親投資信託受益証券 同 左
2. デリバティブの評価基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同 左

( 貸借対照表に関する注記 )

第 22 期 (平成21年 1 月29日現在)	第 23 期 (平成21年 7 月29日現在)
*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 1,652,828,177円 期中追加設定元本額 2,000,715円 期中一部解約元本額 355,895,180円	*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 1,298,933,712円 期中追加設定元本額 5,500,677円 期中一部解約元本額 153,256,537円
*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は228,441,328円であります。	*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は172,082,607円であります。
3 計算期間末日における受益権の総数 1,298,933,712口	3 計算期間末日における受益権の総数 1,151,177,852口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 22 期 自 平成20年 7月30日 至 平成21年 1月29日	第 23 期 自 平成21年 1月30日 至 平成21年 7月29日																						
<p>*1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額</p> <p style="text-align: right;">1,541,286円</p>	<p>*1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額</p> <p style="text-align: right;">信託財産の純資産総額に年率0.30%以内を乗じて得た額</p>																						
<p>*2 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(22,294,083円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(62,142,356円)及び分配準備積立金(264,399,535円)より分配対象収益が348,835,974円(1万口当たり2,685円)でありその中から、6,494,668円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p>	<p>*2 分配金の計算過程</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: right;">35,425,291円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金填補後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: right;">- 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: right;">56,137,182円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: right;">247,539,934円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: right;">339,102,407円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: right;">1,151,177,852口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td style="text-align: right;">2,945.68円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: right;">23,023,557円</td> </tr> <tr> <td>外国税控除額</td> <td style="text-align: right;">178円</td> </tr> <tr> <td>控除後の収益分配金金額</td> <td style="text-align: right;">23,023,379円</td> </tr> </table>	費用控除後の配当等収益額	35,425,291円	費用控除後・繰越欠損金填補後の有価証券売買等損益額	- 円	収益調整金額	56,137,182円	分配準備積立金額	247,539,934円	当ファンドの分配対象収益額	339,102,407円	当ファンドの期末残存口数	1,151,177,852口	1万口当たり収益分配対象額	2,945.68円	1万口当たり分配金額	200円	収益分配金金額	23,023,557円	外国税控除額	178円	控除後の収益分配金金額	23,023,379円
費用控除後の配当等収益額	35,425,291円																						
費用控除後・繰越欠損金填補後の有価証券売買等損益額	- 円																						
収益調整金額	56,137,182円																						
分配準備積立金額	247,539,934円																						
当ファンドの分配対象収益額	339,102,407円																						
当ファンドの期末残存口数	1,151,177,852口																						
1万口当たり収益分配対象額	2,945.68円																						
1万口当たり分配金額	200円																						
収益分配金金額	23,023,557円																						
外国税控除額	178円																						
控除後の収益分配金金額	23,023,379円																						

## (有価証券に関する注記)

第22期(平成21年1月29日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,044,748,593円	225,327,060円
合 計	1,044,748,593円	225,327,060円

第23期(平成21年7月29日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	939,115,511円	121,197,200円
合 計	939,115,511円	121,197,200円

(デリバティブ取引等に関する注記)  
取引の状況に関する事項

第 22 期 自 平成20年 7月30日 至 平成21年 1月29日	
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。
2. 取引に対する取組方針及び取引の利用目的	デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。
4. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従い、運用担当部門が決済担当者の承認を得て行なっております。
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
第 23 期 自 平成21年 1月30日 至 平成21年 7月29日	
同 上	

取引の時価等に関する事項  
通貨関連

(単位：円)

区分	種類	第 22 期 (平成21年 1月29日現在)			
		契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買 建				
	米ドル	6,064,632	-	6,142,793	78,161
	英ポンド	2,604,914	-	2,579,886	25,028
	売 建				
	米ドル	460,482,813	-	453,248,079	7,234,734
	カナダドル	24,275,004	-	24,578,187	303,183
	ユーロ	311,993,234	-	309,765,226	2,228,008
	英ポンド	50,849,111	-	47,857,880	2,991,231
	スウェーデンクローネ	4,996,830	-	4,937,054	59,776
	ノルウェークローネ	924,523	-	949,179	24,656
	デンマーククローネ	7,054,522	-	7,061,341	6,819
	オーストラリアドル	4,333,172	-	4,282,953	50,219
	ニュージーランドドル	546,684	-	515,536	31,148
	シンガポールドル	1,417,505	-	1,384,470	33,035
	合 計	875,542,944	-	863,302,584	12,346,626

(単位：円)

区分	種類	第 23 期 (平成21年 7月29日現在)			
		契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買 建				
	米ドル	18,287,223	-	18,282,452	4,771
	カナダドル	2,116,290	-	2,175,397	59,107
	ユーロ	19,944,613	-	19,940,434	4,179
	英ポンド	2,573,061	-	2,557,019	16,042
	売 建				
	米ドル	433,784,693	-	417,154,125	16,630,568
	カナダドル	24,965,637	-	24,755,476	210,161
	ユーロ	316,023,682	-	309,857,964	6,165,718
	英ポンド	54,069,081	-	53,214,081	855,000
	スウェーデンクローネ	5,528,044	-	5,560,598	32,554
	ノルウェークローネ	1,086,519	-	1,088,055	1,536
	デンマーククローネ	4,266,014	-	4,183,599	82,415
	オーストラリアドル	6,067,444	-	6,122,403	54,959
	ニュージーランドドル	594,022	-	604,598	10,576
シンガポールドル	1,518,478	-	1,473,548	44,930	
合 計	890,824,801	-	866,969,749	23,923,282	

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

- (1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。  
 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値により評価しております。  
 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。  
 イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。  
 ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第22期（自平成20年7月30日 至 平成21年1月29日）

該当事項はありません。

第23期（自平成21年1月30日 至 平成21年7月29日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第 22 期 (平成21年1月29日現在)	第 23 期 (平成21年7月29日現在)
1口当たりの純資産額 0.8241円 (1万口当たりの純資産額 8,241円)	1口当たりの純資産額 0.8505円 (1万口当たりの純資産額 8,505円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券（平成21年7月29日現在）

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	アバディーン・グローバル・ボ ンド・プラス・マザーファンド	723,565,384	939,115,511	-
合計		723,565,384	939,115,511	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に記載しております。

## 【アバディーン・グローバル・ボンド・プラスBコース（為替ヘッジなし）】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第22期 (平成21年1月29日現在)	第23期 (平成21年7月29日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	144,496,821	201,440,900
親投資信託受益証券	3,838,030,095	3,829,819,654
未収利息	197	275
流動資産合計	3,982,527,113	4,031,260,829
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	91,831,490	111,475,783
未払解約金	12,794,652	10,053,336
未払受託者報酬	1,191,864	1,061,844
未払委託者報酬	23,837,207	21,236,688
その他未払費用	1,550,603	1,438,117
流動負債合計	131,205,816	145,265,768
負債合計	131,205,816	145,265,768
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	* <sub>1</sub> 6,122,099,383	* <sub>1</sub> 5,573,823,372
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	* <sub>2</sub> 2,270,778,086	* <sub>2</sub> 1,687,828,311
（分配準備積立金）	311,558,254	312,734,104
元本等合計	3,851,321,297	3,885,995,061
純資産合計	3,851,321,297	3,885,995,061
負債純資産合計	3,982,527,113	4,031,260,829

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第22期		第23期	
	自 平成20年 7月30日	至 平成21年 1月29日	自 平成21年 1月30日	至 平成21年 7月29日
<b>営業収益</b>				
受取利息		55,801		12,364
有価証券売買等損益		1,029,038,009		553,789,559
営業収益合計		1,028,982,208		553,801,923
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		1,191,864		1,061,844
委託者報酬		* <sub>1</sub> 23,837,207		* <sub>1</sub> 21,236,688
その他費用		1,550,603		1,438,117
営業費用合計		26,579,674		23,736,649
営業利益又は営業損失（ ）		1,055,561,882		530,065,274
経常利益又は経常損失（ ）		1,055,561,882		530,065,274
当期純利益又は当期純損失（ ）		1,055,561,882		530,065,274
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		27,604,601		39,939,975
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,213,426,923		2,270,778,086
剰余金増加額又は欠損金減少額		81,841,973		236,730,567
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		81,841,973		236,730,567
剰余金減少額又は欠損金増加額		19,404,365		32,430,308
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		19,404,365		32,430,308
分配金		* <sub>2</sub> 91,831,490		* <sub>2</sub> 111,475,783
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		2,270,778,086		1,687,828,311

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 22 期 自 平成20年 7月30日 至 平成21年 1月29日	第 23 期 自 平成21年 1月30日 至 平成21年 7月29日
1. 有価証券の評価基準 および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。時価評価にあたっては 法令および社団法人投資信託協会規 則にしたがって評価するものとしま す。	親投資信託受益証券 同 左

(貸借対照表に関する注記)

第 22 期 (平成21年 1月29日現在)	第 23 期 (平成21年 7月29日現在)
*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元 本額および期中一部解約元本額 期首元本額 6,460,398,512円 期中追加設定元本額 92,746,711円 期中一部解約元本額 431,045,840円	*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元 本額および期中一部解約元本額 期首元本額 6,122,099,383円 期中追加設定元本額 88,589,015円 期中一部解約元本額 636,865,026円
*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回って おり、その差額は2,270,778,086円であります。	*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回って おり、その差額は1,687,828,311円であります。
3 計算期間末日における受益権の総数 6,122,099,383口	3 計算期間末日における受益権の総数 5,573,823,372口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 22 期 自 平成20年 7月30日 至 平成21年 1月29日	第 23 期 自 平成21年 1月30日 至 平成21年 7月29日
*1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部ま たは一部を委託するために要する費用として委 託者報酬の中から支弁している額  5,675,525円	*1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部ま たは一部を委託するために要する費用として委 託者報酬の中から支弁している額  信託財産の純資産総額に年率0.30%以内を乗じ て得た額
*2 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額 分配後の配当等収益から費用を控除した額 (99,010,049円)、解約に伴う当期純利益金額分 配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、 繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規 定される収益調整金(60,585,535円)及び分配準 備積立金(304,379,695円)より分配対象収益が 463,975,279円(1万口当たり757円)でありその 中から、91,831,490円(1万口当たり150円)を分 配しました。	*2 分配金の計算過程 費用控除後の配当等収益額 144,079,281円 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 - 円 収益調整金額 59,476,240円 分配準備積立金額 280,130,606円 当ファンドの分配対象収益額 483,686,127円 当ファンドの期末残存口数 5,573,823,372口 1万口当たり収益分配対象額 867.76円 1万口当たり分配金額 200円 収益分配金金額 111,476,467円 外国税控除額 684円 控除後の収益分配金金額 111,475,783円

## (有価証券に関する注記)

第22期(平成21年1月29日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,838,030,095円	975,125,835円
合計	3,838,030,095円	975,125,835円

第23期(平成21年7月29日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,829,819,654円	494,255,945円
合計	3,829,819,654円	494,255,945円

## (関連当事者との取引に関する注記)

第22期(自平成20年7月30日至平成21年1月29日)

該当事項はありません。

第23期(自平成21年1月30日至平成21年7月29日)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

第22期 (平成21年1月29日現在)		第23期 (平成21年7月29日現在)	
1口当たりの純資産額	0.6291円	1口当たりの純資産額	0.6972円
(1万口当たり純資産額)	6,291円	(1万口当たり純資産額)	6,972円

## (4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券(平成21年7月29日現在)

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	アバディーン・グローバル・ボ ンド・プラス・マザーファンド	2,950,781,766	3,829,819,654	-
合計		2,950,781,766	3,829,819,654	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「アバディーン・グローバル・ボンド・プラス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は、次のとおりです。

### アバディーン・グローバル・ボンド・プラス・マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外です。

#### 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記番号	(平成21年1月29日現在)	(平成21年7月29日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		120,746,444	94,134,879
コール・ローン		32,250,537	70,968,801
国債証券		1,189,154,145	993,692,223
地方債証券		78,510,474	45,577,701
特殊債券		1,306,183,319	1,344,558,894
社債券		2,026,989,162	2,070,048,338
その他有価証券		203,229	-
派生商品評価勘定		57,613,088	77,040,287
未収入金		1,704	16,597,722
未収利息		65,330,751	55,109,078
前払費用		14,626,612	2,032,776
差入委託証拠金		43,804,595	82,185,555
流動資産合計		4,935,414,060	4,851,946,254
資産合計		4,935,414,060	4,851,946,254
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		34,728,374	83,048,402
未払金		18,048,817	-
流動負債合計		52,777,191	83,048,402
負債合計		52,777,191	83,048,402
純資産の部			
元本等			
元本	*1	4,319,514,056	3,674,347,150
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金( )		563,122,813	1,094,550,702
元本等合計		4,882,636,869	4,768,897,852
純資産合計		4,882,636,869	4,768,897,852
負債純資産合計		4,935,414,060	4,851,946,254

(注)「アバディーン・グローバル・ボンド・プラス・マザーファンド」の計算期間は毎年1月30日から翌年1月29日までであり、本報告書における開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記貸借対照表は、平成21年1月29日および平成21年7月29日における同ファンドの状況です。

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成20年 7月30日 至 平成21年 1月29日	自 平成21年 1月30日 至 平成21年 7月29日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>有価証券は、個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しています。</li> <li>計算期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によるのが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。</li> <li>金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。</li> <li>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。</li> </ul>	同 左
2. デリバティブの評価基準および評価方法	<p>(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>(1)先物取引 同 左</p> <p>(2)為替予約取引 同 左</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 同 左</p>

## (貸借対照表に関する注記)

(平成21年1月29日現在)	(平成21年7月29日現在)
*1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 4,651,733,736円	*1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 4,319,514,056円
同期中における追加設定元本額 194,272,709円	同期中における追加設定元本額 -円
同期中における一部解約元本額 526,492,389円	同期中における一部解約元本額 645,166,906円
同期末における元本の内訳 クレディ・スイス・グローバル ・ボンド・プラス Aコース(限定為替ヘッジ) 924,229,117円	同期末における元本の内訳 アバディーン・グローバル・ボ ンド・プラス Aコース(限定為 替ヘッジ) 723,565,384円
クレディ・スイス・グローバル ・ボンド・プラス Bコース(為替ヘッジなし) 3,395,284,939円	アバディーン・グローバル・ボ ンド・プラス Bコース(為替 ヘッジなし) 2,950,781,766円
計 4,319,514,056円	計 3,674,347,150円
2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間 末日における受益権の総数 4,319,514,056円	2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間 末日における受益権の総数 3,674,347,150円

## (有価証券に関する注記)

(平成21年1月29日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	1,189,154,145円	7,365,348円
地方債証券	78,510,474円	1,977,444円
特殊債券	1,306,183,319円	10,763,949円
社債券	2,026,989,162円	388,003,679円
その他有価証券	203,229円	146,269円
合 計	4,601,040,329円	389,571,105円

(注)当期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額です。

(平成21年7月29日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	993,692,223円	13,605,143円
地方債証券	45,577,701円	647,796円
特殊債券	1,344,558,894円	10,670,934円
社債券	2,070,048,338円	131,886,145円
合 計	4,453,877,156円	128,304,140円

(注)当期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額です。

(デリバティブ取引等に関する注記)  
取引の状況に関する事項

自 平成20年 7月30日 至 平成21年 1月29日	
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、債券関連では先物取引で、通貨関連では為替予約取引であります。
2. 取引に対する取組方針及び取引の利用目的	デリバティブ取引は、債券関連ではデュレーション・コントロールを目的で利用し、通貨関連では外貨建資産及び負債に係る取引の決済のため、ごく短期間の為替予約取引を利用しております。
3. 取引に係るリスクの内容	債券先物取引に係るリスクは、金利変動によるリスクであり、また、為替予約取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。
4. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従い、運用担当部門が決済担当者の承認を得て行なっております。
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

自 平成21年 1月30日 至 平成21年 7月29日	
同 上	

## 取引の時価等に関する事項

## (1)債券関連

(単位：円)

区分	種 類	(平成21年 1月29日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引 買 建	252,936,463	-	257,412,249	4,475,786
	合 計	252,936,463	-	257,412,249	4,475,786

(単位：円)

区分	種 類	(平成21年 7月29日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引 買 建	101,281,883	-	98,701,623	2,580,260
	合 計	101,281,883	-	98,701,623	2,580,260

(注)

## 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

## 2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

## 3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切捨てております。

## (2)通貨関連

(単位：円)

区分	種類	(平成21年1月29日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	米ドル	1,044,259,079	-	1,040,522,731	3,736,348
	カナダドル	38,127,257	-	38,432,730	305,473
	ユーロ	220,398,055	-	225,074,000	4,675,945
	英ポンド	125,866,326	-	133,338,400	7,472,074
	スウェーデンクローネ	25,694,315	-	25,199,000	495,315
	デンマーククローネ	28,670,342	-	28,566,000	104,342
	オーストラリアドル	209,231,204	-	208,845,000	386,204
	ニュージーランドドル	205,572,500	-	201,399,507	4,172,993
	売建				
	米ドル	281,836,931	-	285,941,952	4,105,021
	カナダドル	120,141,600	-	121,737,200	1,595,600
	ユーロ	510,108,063	-	512,680,620	2,572,557
	英ポンド	375,188,594	-	359,984,239	15,204,355
	オーストラリアドル	295,583,150	-	298,350,000	2,766,850
	ニュージーランドドル	209,231,204	-	198,544,892	10,686,312
		合計	3,689,908,620	-	3,678,616,271

(単位：円)

区分	種類	(平成21年7月29日現在)				
		契約額等		時価	評価損益	
			うち1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建					
	ドル	1,341,186,620	-	1,296,593,061	44,593,559	
	ユーロ	1,336,325,830	-	1,320,184,892	16,140,938	
	ポンド	378,688,089	-	371,901,742	6,786,347	
	スウェーデンクローネ	29,003,144	-	28,566,400	436,744	
	デンマーククローネ	33,312,973	-	32,364,000	948,973	
	オーストラリアドル	190,078,623	-	198,471,474	8,392,851	
	売建					
	ドル	561,472,712	-	556,963,927	4,508,785	
	カナダドル	138,756,689	-	136,926,002	1,830,687	
	ユーロ	1,425,640,738	-	1,391,914,407	33,726,331	
	ポンド	715,447,778	-	694,968,265	20,479,513	
	スイスフラン	97,922,692	-	100,116,178	2,193,486	
	オーストラリアドル	133,479,928	-	134,745,902	1,265,974	
		合計	6,381,315,816	-	6,263,716,250	3,427,854

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

(1)本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値により評価しております。

同計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ) 同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

ロ) 同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2)本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成20年7月30日至平成21年1月29日)

該当事項はありません。

(自平成21年1月30日至平成21年7月29日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

(平成21年1月29日現在)	(平成21年7月29日現在)
1口当たりの純資産額 1.1304円 (1万口当たりの純資産額 11,304円)	1口当たりの純資産額 1.2979円 (1万口当たりの純資産額 12,979円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

(平成21年7月29日現在)

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考	
国債証券	日本円	REPUBLIC OF ITALY		200,000,000	201,266,600		
		計	銘柄数 :	200,000,000	201,266,600		
			組入時価比率 :	4.2%		4.5%	
	米ドル	3.5% US TREASURY N/B		200,000.00	165,625.00		
		計	銘柄数 :	200,000.00	165,625.00		
			組入時価比率 :	0.3%		0.4%	(15,664,812)
	カナダドル	4% CANADIAN GOVERNMENT		900,000.00	943,893.00		
		計	銘柄数 :	900,000.00	943,893.00		
			組入時価比率 :	1.7%		1.9%	(82,628,393)
	ユーロ	4% DEUTSCHLAND REP		1,440,000.00	1,388,016.00		
			5.5% BELGIUM KINGDOM		430,000.00	486,760.00	
		計	銘柄数 :	2	1,870,000.00	1,874,776.00	
					(251,388,713)		
			5.3%		5.6%		
英ポンド		4.75% UK TREASURY		760,000.00	808,176.40		
			5% UK TREASURY		740,000.00	788,840.00	
			5% UK TREASURY 2025		1,180,000.00	1,250,210.00	
計	銘柄数 :	3	2,680,000.00	2,847,226.40			
					(442,743,705)		
			9.3%		9.9%		
小計					993,692,223		
					(792,425,623)		
地方債 証券	カナダドル	4.375% QUEBEC PROVINCE		500,000.00	520,650.00		
		計	銘柄数 :	1	500,000.00	520,650.00	
			組入時価比率 :	1.0%		1.0%	(45,577,701)
小計					45,577,701		
					(45,577,701)		
特殊債券	日本円	EKSPORTFINANS		185,000,000	185,985,680		
		LANDWIRTSCHAFT		200,000,000	202,105,000		
		日本政策投資銀行		130,000,000	134,392,700		
		日本政策投資銀行		50,000,000	43,951,000		
			KREDITANSTALT FUER WIEDERAUF16		190,000,000	183,746,150	
		計	銘柄数 :	5	755,000,000	750,180,530	
			組入時価比率 :	15.7%		16.8%	
米ドル		5.0% FNMA 685200		429,545.49	451,626.83		
			5.169% FH 1J0867		124,991.36	129,536.04	
			5.5% FNMA 30Y 848193		1,405,026.72	1,456,178.40	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
		6.5% FNMA 30Y 831730		900,049.87	964,037.79	
		7.75% PETROLIAM NATIONAL		385,000.00	451,756.34	
		FANNIE MAE FNR 2001-60		1,382,975.87	78,155.14	
		FNR 2007-2 FA		412,689.55	406,051.70	
		FREDDIE MAC		600,539.94	605,988.21	
		PEMEX PROJ FDG MASTET TR		240,000.00	238,200.00	
		計 銘柄数 :	9	5,880,818.80	4,781,530.45	
					(452,237,149)	
		組入時価比率 :	9.5%		10.2%	
	カナダドル	5.15% BK NED GEMEENTEN		500,000.00	450,835.00	
	計	銘柄数 :	1	500,000.00	450,835.00	
					(39,466,095)	
		組入時価比率 :	0.8%		0.9%	
	ユーロ	3.5% DANSK NATURGAS A/S		300,000.00	300,810.00	
	計	銘柄数 :	1	300,000.00	300,810.00	
					(40,335,612)	
		組入時価比率 :	0.8%		0.9%	
	オーストラリアドル	6%QUEENSLAND TREASURY CO		800,000.00	796,264.00	
	計	銘柄数 :	1	800,000.00	796,264.00	
					(62,339,508)	
		組入時価比率 :	1.3%		1.4%	
	小計				1,344,558,894	
					(594,378,364)	
社債券	日本円	GE FINANCIAL ASSURANCE (ユーロ円)		200,000,000	143,900,000	
	計	銘柄数 :	1	200,000,000	143,900,000	
		組入時価比率 :	3.0%		3.2%	
	米ドル	4.125%BERKSHIRE HATHAWAY		300,000.00	303,656.31	
		4.75% BAE SYSTEMS HOLDIN		250,000.00	254,994.77	
		4.875% TRANS-CANADA PIPE		150,000.00	155,300.95	
		5% WELLPOINT INC		250,000.00	256,922.74	
		5.125% GOLDMAN SACHS GRO		225,000.00	228,417.45	
		5.25% BRISTOL-MYERS SQUI		280,000.00	301,825.66	
		5.3% XTO ENERGY INC		145,000.00	148,731.58	
		5.35%AMERIPRISE FINL INC		245,000.00	247,274.39	
		5.4% EVEREST REINSURANCE		130,000.00	125,984.57	
		5.4% HOME DEPOT INC		140,000.00	141,582.92	
		5.55% VERIZON COMMUNICAT		320,000.00	324,602.56	
		5.65% JOHN DEERE CAPITAL		150,000.00	159,038.70	
		5.875% DAIMLERCHRYSLER		695,000.00	708,806.10	
		5.875% TIME WARNER INC		300,000.00	303,169.29	
		6.15% AT & T INC		460,000.00	420,440.00	
		6.65% ENTERPRISE PRODUCT		170,000.00	178,737.94	
		6.9% PACIFICORP		130,000.00	142,629.18	
		7.082% EMBARQ CORP		150,000.00	153,948.83	
		7.3% AMERADA HESS CORP		195,000.00	204,691.07	
		AMERICAN EXPRESS		210,000.00	152,812.10	
		AMERICAN INTL		200,000.00	117,287.60	
		COUNTRYWIDE ALTERNATIVE		669,474.27	362,653.47	
		HSBC FIN CAP TRUST IX		200,000.00	110,000.00	
		MERNA REINSURANCE LTD		500,000.00	468,850.00	
		MERNA REINSURANCE LTD		500,000.00	468,550.00	
		USB CAPITAL IX		405,000.00	266,287.50	
		WACHOVIA WASI		917,260.15	216,416.06	
	計	銘柄数 :	27	8,286,734.42	6,923,611.74	
					(654,835,198)	
		組入時価比率 :	13.7%		14.7%	
	ユーロ	12.5% ALLIED IRISH BKS		200,000.00	184,000.00	
		3.375% SFR SA		500,000.00	492,900.00	
		3.625% CITIGROUP INC		300,000.00	299,460.00	
		4% SES		200,000.00	203,180.00	
		4.375% CARGILL INC		600,000.00	606,300.00	
		4.375% LINDE FINANCE BV		200,000.00	207,360.00	
		4.5% BOUYGUES		100,000.00	102,100.00	
		4.5% PROCTER GAMBLE CO		250,000.00	261,000.00	
		4.625% ASTRAZENECA PLC		150,000.00	155,550.00	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
		4.625% EDP FINANCE BV		200,000.00	202,760.00	
		4.625% OTE PLC		150,000.00	147,315.00	
		4.75% COCA-COLA ENT FIN		100,000.00	102,410.00	
		4.75% NATL AUSTRALIABK		100,000.00	101,940.00	
		4.875% UNICREDIT		200,000.00	209,160.00	
		4.875% VOLKSWAGEN LEASIN		250,000.00	258,175.00	
		5% ALLIANZ FINANCE II		400,000.00	423,400.00	
		5% INTESA SANPAOLO SPA		600,000.00	626,700.00	
		5.125% NATL GRID GAS PLC		200,000.00	210,420.00	
		5.25% ITW FINANCE EUROPE		200,000.00	195,988.00	
		5.25%E.ON INTL FINANCE		200,000.00	214,240.00	
		5.25%SEVERN TRENT WATER		300,000.00	295,410.00	
		5.375%URENCO FINANCE		150,000.00	149,434.50	
		5.5% DIAGEO CAPITAL BV		100,000.00	107,370.00	
		5.5% GROUPE DANONE		150,000.00	162,187.50	
		5.625%IBERDROLA FINANZAS		200,000.00	214,720.00	
		5.625%SOCIETE GENERALE		150,000.00	153,000.00	
		5.875% BAT INTL FINANCE		150,000.00	162,615.00	
		5.875% ENI SPA		100,000.00	110,120.00	
		5.875% RABOBANK		300,000.00	319,230.00	
		5.875% TESCO PLC		100,000.00	109,740.00	
		5.875%VODAFONE GROUP		100,000.00	103,750.00	
		6% JOHN DEERE BANK SA		150,000.00	159,015.00	
		6.25% GDF SUEZ		200,000.00	223,000.00	
		6.625%IBM		250,000.00	280,950.00	
		7.5%IBERDROLA FINANZAS		200,000.00	237,540.00	
		7.875%CASINO GUICHARD		150,000.00	165,435.00	
		8.25% ARCELORMITTAL		200,000.00	219,400.00	
		8.375%IMPERIAL TOBACCO		200,000.00	232,300.00	
		DEUTSCHE TELEKOM INT FIN		150,000.00	161,850.00	
		ING BANK NV		150,000.00	138,105.00	
		NORDEA BK		100,000.00	100,920.00	
	計	銘柄数：	41	8,650,000.00	9,010,450.00	
					(1,208,211,240)	
		組入時価比率：	25.3%		27.1%	
	英ポンド	6.625% ALLIED DOMEQ FIN		400,000.00	405,800.00	
	計	銘柄数：	1	400,000.00	405,800.00	
					(63,101,900)	
		組入時価比率：	1.3%		1.4%	
	小計				2,070,048,338	
					(1,926,148,338)	
	公社債合計				4,453,877,156	
					(3,358,530,026)	
	合計				4,453,877,156	
					(3,358,530,026)	

(注) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に記載しております。

## 2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成21年8月31日現在）

## [Aコース]

資産総額	986,708,226 円
負債総額	2,584,814 円
純資産総額 ( - )	984,123,412 円
発行済数量	1,137,340,156 口
1口当たり純資産額 ( / )	0.8653 円

## [Bコース]

資産総額	3,919,995,154 円
負債総額	5,929,344 円
純資産総額 ( - )	3,914,065,810 円
発行済数量	5,590,765,770 口
1口当たり純資産額 ( / )	0.7001 円

(参考) アバディーン・グローバル・ボンド・プラス・マザーファンド

資産総額	4,964,093,942 円
負債総額	154,037,986 円
純資産総額 ( - )	4,810,055,956 円
発行済数量	3,685,718,826 口
1口当たり純資産額 ( / )	1.3051 円

## 第5【設定及び解約の実績】

(単位：口)

	Aコース			Bコース		
	追加設定口数	一部解約口数	発行済口数	追加設定口数	一部解約口数	発行済口数
1期	57,634,988,851	3,210,235,778	54,424,753,073	100,525,632,281	1,964,028,531	98,561,603,750
2期	4,658,084,864	16,471,685,464	42,611,152,473	62,699,230,181	8,888,898,447	152,371,935,484
3期	2,468,422,632	16,984,334,164	28,095,240,941	1,035,172,802	46,730,420,137	106,676,688,149
4期	347,560,737	12,764,380,704	15,678,420,974	1,397,154,697	52,569,081,154	55,504,761,692
5期	206,444,252	3,692,272,486	12,192,592,740	584,756,527	16,965,609,132	39,123,909,087
6期	193,270,456	1,837,988,563	10,547,874,633	833,776,900	6,025,534,050	33,932,151,937
7期	224,225,434	1,209,400,987	9,562,699,080	430,868,670	4,133,249,519	30,229,771,088
8期	152,642,838	1,716,643,345	7,998,698,573	327,618,672	3,821,143,752	26,736,246,008
9期	158,739,054	1,348,469,548	6,808,968,079	527,007,395	3,248,419,987	24,014,833,416
10期	124,186,001	1,017,792,327	5,915,361,753	335,473,266	2,339,725,527	22,010,581,155
11期	129,188,888	1,331,722,015	4,712,828,626	337,066,506	3,579,145,812	18,768,501,849
12期	76,336,745	421,056,924	4,368,108,447	239,844,014	1,541,798,643	17,466,547,220
13期	36,009,747	415,345,416	3,988,772,778	198,021,412	1,407,473,756	16,257,094,876
14期	348,123,781	368,711,010	3,968,185,549	144,943,416	1,730,214,269	14,671,824,023
15期	799,187,021	378,001,121	4,389,371,449	151,668,043	1,665,456,136	13,158,035,930
16期	15,872,644	257,653,058	4,147,591,035	154,317,252	1,854,172,705	11,458,180,477
17期	4,475,547	1,113,320,942	3,038,745,640	122,278,748	1,396,621,400	10,183,837,825
18期	2,436,241	416,300,606	2,624,881,275	93,128,803	1,723,234,037	8,553,732,591
19期	3,955,008	617,758,714	2,011,077,569	117,446,498	1,203,867,780	7,467,311,309
20期	7,559,124	170,665,038	1,847,971,655	92,871,406	656,104,854	6,904,077,861
21期	124,056	195,267,534	1,652,828,177	80,027,083	523,706,432	6,460,398,512
22期	2,000,715	355,895,180	1,298,933,712	92,746,711	431,045,840	6,122,099,383
23期	5,500,677	153,256,537	1,151,177,852	88,589,015	636,865,026	5,573,823,372

(注1) 1期の追加設定口数には、当初自己設定口数が含まれます。

(注2) 追加設定口数、一部解約口数はすべて本邦内におけるものです。

## 第四部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### a. 資本金の額（本書提出日現在）

資本金	2,090.4百万円
発行する株式の総数	320,000株
発行済株式の総数	308,062株

##### 最近5年間における資本金の額の増減

平成18年2月15日	:	資本金を1,090.4百万円から1,590.4百万円に増資
平成19年2月26日	:	資本金を1,590.4百万円から2,090.4百万円に増資

##### b. 委託会社の機構

###### 経営の意思決定機構

取締役を株主総会において選任します。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役の中から5名以内の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。社長がこれを招集することができずまたはこれを招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発します。全取締役および監査役の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

###### 運用の意思決定機構

ファンドの信託約款等に定められている運用の基本方針に基づき、「投資政策委員会」において審議、決定される運用方針に沿って、運用部門が原則的に運用の指図を行います。

「投資政策委員会」は以下のように運営されています。

###### < 構成 >

代表取締役、運用担当役員、運用部長、運用部門および関連部署等をもって構成します。

###### < 開催 >

原則として月1回開催します。

###### < 審議事項 >

次に定める事項を審議、承認または必要に応じて決定を行います。

- ・ファンド別の運用方針の策定
- ・ファンド別の運用方針の変更
- ・その他上記に準ずる事項

###### < その他 >

審議方法、議事録、通知等および事務局を投資政策委員会の規則により定めます。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年9月末日現在、委託会社が運用する公募の投資信託は20本であり、その純資産総額の合計は105,332百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等基規則に基づき、当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載してある金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### 2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び第16期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

委託会社は、平成21年7月1日付で、名称を「クレディ・スイス投信株式会社」から「アバディーン投信投資顧問株式会社」へ変更いたしました。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位 : 千円 )

	第15期 (平成20年3月31日)	第16期 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	1,455,341	1,077,055
前払金	966	605
前払費用	23,749	49,632
未収入金	* 2 140,121	* 2 94,653
未収委託者報酬	209,219	145,984
未収運用受託報酬	24,881	17,335
未収投資助言報酬	23,300	-
その他流動資産	1,145	24,389
流動資産合計	1,878,726	1,409,656
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	* 1 779	* 1 598
無形固定資産		
ソフトウェア	382	280
投資その他の資産		
長期差入保証金	115,801	92,395
固定資産合計	116,963	93,274
資産合計	1,995,689	1,502,930

	第15期 (平成20年3月31日)	第16期 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	10,084	9,928
未払金	291,663	230,912
未払償還金	89,176	82,848
未払手数料	118,440	80,938
未払委託調査費	* 2 74,426	* 2 59,595
その他未払金	9,620	7,528
未払費用	194,531	210,287
未払法人税等	7,087	7,215
未払消費税等	21,736	3,205
賞与引当金	69,656	93,686
事業再編・整理引当金	52,520	8,500
<b>流動負債合計</b>	<b>647,280</b>	<b>563,737</b>
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	64,440	63,275
役員退職慰労引当金	-	1,000
<b>固定負債合計</b>	<b>64,440</b>	<b>64,275</b>
<b>負債合計</b>	<b>711,720</b>	<b>628,012</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	2,090,400	2,090,400
資本剰余金		
資本準備金	1,847,936	1,847,936
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,654,366	3,063,418
<b>株主資本合計</b>	<b>1,283,969</b>	<b>874,917</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,283,969</b>	<b>874,917</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,995,689</b>	<b>1,502,930</b>

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第15期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第16期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		2,344,563		2,118,032
運用受託報酬		349,465		165,662
投資助言報酬		34,759		1,433
その他営業収益	* 2	350,535	* 2	349,740
営業収益計		3,079,324		2,634,868
営業費用				
支払手数料		1,165,840		1,090,199
広告宣伝費		123,420		78,050
公告費		175		1,180
調査費		67,517		52,502
委託調査費	* 2	165,306	* 2	144,373
図書費		667		196,875
委託計算費		118,911		106,848
通信費		12,485		14,148
印刷費		40,863		37,712
協会費		4,122		3,433
営業費用計		1,699,311		1,528,449
一般管理費				
役員報酬	* 1	243,901	* 1	151,779
給料・手当		429,097		434,953
賞与		4,156		591
交際費		16,695		6,389
旅費交通費		37,030		17,700
租税公課		15,127		17,408
不動産賃借料		97,598		120,401
退職給付費用		67,922		58,066
賞与引当金繰入		101,713		105,554
固定資産減価償却費		282		282
事務委託費		412,387		462,154
諸経費		207,259		139,153
一般管理費計		1,633,173		1,514,437
営業損失		253,159		408,017

	第15期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第16期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
営業外収益		
受取利息	4,838	3,026
為替差益	6,483	-
その他	25	18
営業外収益計	11,347	3,044
営業外費用		
支払利息	20	-
為替差損	-	3,340
営業外費用計	20	3,340
経常損失	241,833	408,313
特別利益		
固定資産売却益	11,774	-
過年度事務委託費修正益	-	14,962
事業再編整理引当金戻入	5,921	10,672
特別利益計	17,695	25,635
特別損失		
早期退職特別退職金	60,119	6,356
役員退職慰労金	-	18,748
特別損失計	60,119	25,105
税引前当期純損失	284,257	407,782
法人税、住民税及び事業税	1,209	1,268
還付法人税等	2,590	-
当期純損失	282,877	409,051

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第15期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第16期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,090,400	2,090,400
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,090,400	2,090,400
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,847,936	1,847,936
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,847,936	1,847,936
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,371,489	2,654,336
当期変動額		
当期純利益	282,877	409,051
当期変動額合計	282,877	409,051
当期末残高	2,654,336	3,063,418
株主資本合計		
前期末残高	1,566,847	1,283,969
当期変動額		
当期純利益	282,877	409,051
当期変動額合計	282,877	409,051
当期末残高	1,283,969	874,917
純資産合計		
前期末残高	1,566,847	1,283,969
当期変動額		
当期純利益	282,877	409,051
当期変動額合計	282,877	409,051
当期末残高	1,283,969	874,917

## 重要な会計方針

区分	第15期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第16期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. デリバティブ等の評価基準及び評価方法		(1) デリバティブ 時価法
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 器具備品 5年</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>有形固定資産の減価償却方法の変更</p> <p>法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日 法律第6号及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日 政令第83号）に伴い、当事業年度から平成19年4月1日以降に取得したのものについては改正後の法人税法に基づく方法に変更していません。</p> <p>当事業年度に取得している固定資産はないためこれによる損益への影響はありません。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>

区分	第15期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第16期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
3. 引当金の計上 基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付の支給に備える為、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の事業年度から一括して費用処理することとしております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p>

区分	第15期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第16期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>退職給付会計における数理計算上の差異の会計処理の変更</p> <p>当事業年度から数理計算上の差異は「発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（約8年）による定額法により翌事業年度から費用処理」する方法から主として「発生時の事業年度から一括して費用処理」する方法へ変更しています。</p> <p>この変更は、退職年金制度について適格退職年金制度から規約型企業年金制度の1つであるキャッシュバランス型年金制度・確定拠出年金へ移行する等、大幅な制度改定を行ったことに伴い、今後数理計算上の差異が多額に発生することは見込まれないこと、また、長期的な経営資源の再配分の検討に伴う今後の加入者の減少が確実に見込まれることから、退職給付債務等の状況を適時に財務諸表に反映させるとともに、財務体質のいっそうの健全化を図るために行いました。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業損失、経常損失、税引前当期純損失は5,072千円増加しています。</p> <p>(3) 事業再編・整理引当金 部門再編に伴う早期退職制度による割増退職金の支払に備えるため、事業再編・整理計画に従った損失発生見込額を計上しております。</p>	<p>(3) 事業再編・整理引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p>

区分	第15期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第16期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
4. その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の処理方法 同左

## 会計方針の変更

第15期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第16期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
	当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。これによる損益への影響はありません。

## 表示方法の変更

第15期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第16期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
<p>平成19年12月19日に「投資運用業等統一経理基準」（旧「投資顧問業統一経理基準の判定について」）が改訂されたことに伴い、以下の表示方法の変更を行っています。</p> <p>（貸借対照表） 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示していた投資一任契約の未収運用受託報酬および投資顧問（助言）契約の未収投資助言報酬は、当事業年度においては、それぞれ「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分して表示しています。なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」は、それぞれ60,860千円、17,524千円であります。</p> <p>（損益計算書） 前事業年度において「投資顧問料」として表示していた投資一任契約の運用受託報酬および投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては、それぞれ「運用受託報酬」および「投資助言報酬」として区分して表示しています。なお、前事業年度における「運用受託報酬」および「投資助言報酬」は、それぞれ453,650千円、61,180千円あります。</p> <p>なお、これらの変更は当該改正が当下半期に行われた為、当下半期に行っており、当中間会計期間は従来の方法によっております。</p>	

## 注記事項

(貸借対照表関係)

第15期 (平成20年3月31日)	第16期 (平成21年3月31日)								
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。								
<table data-bbox="207 392 734 436"> <tr> <td>器具備品</td> <td>226千円</td> </tr> </table>	器具備品	226千円	<table data-bbox="885 392 1308 436"> <tr> <td>器具備品</td> <td>407千円</td> </tr> </table>	器具備品	407千円				
器具備品	226千円								
器具備品	407千円								
* 2 関係会社項目 関係会社に対する資産、負債は次のものがあります。	* 2 関係会社項目 関係会社に対する資産、負債は次のものがあります。								
<table data-bbox="207 604 734 694"> <tr> <td colspan="2">流動資産</td> </tr> <tr> <td>未収入金</td> <td>137,772千円</td> </tr> </table>	流動資産		未収入金	137,772千円	<table data-bbox="885 604 1308 694"> <tr> <td colspan="2">流動資産</td> </tr> <tr> <td>未収入金</td> <td>89,429千円</td> </tr> </table>	流動資産		未収入金	89,429千円
流動資産									
未収入金	137,772千円								
流動資産									
未収入金	89,429千円								
<table data-bbox="207 739 734 828"> <tr> <td colspan="2">流動負債</td> </tr> <tr> <td>未払委託調査費</td> <td>23,736千円</td> </tr> </table>	流動負債		未払委託調査費	23,736千円	<table data-bbox="885 739 1308 828"> <tr> <td colspan="2">流動負債</td> </tr> <tr> <td>未払委託調査費</td> <td>18,150千円</td> </tr> </table>	流動負債		未払委託調査費	18,150千円
流動負債									
未払委託調査費	23,736千円								
流動負債									
未払委託調査費	18,150千円								

## (損益計算書関係)

第15期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第16期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)																
<p>* 1 役員報酬の限度額は次の通りであります。</p> <table><tr><td>取締役</td><td>年額 600,000千円以内</td></tr><tr><td>監査役</td><td>年額 50,000千円以内</td></tr></table> <p>* 2 関係会社との取引高</p> <table><tr><td>営業取引による取引高</td><td></td></tr><tr><td>その他営業収益</td><td>346,033千円</td></tr><tr><td>委託調査費</td><td>50,485千円</td></tr></table>	取締役	年額 600,000千円以内	監査役	年額 50,000千円以内	営業取引による取引高		その他営業収益	346,033千円	委託調査費	50,485千円	<p>* 1 役員報酬の限度額は次の通りであります。</p> <p>同左</p> <p>* 2 関係会社との取引高</p> <table><tr><td>営業取引による取引高</td><td></td></tr><tr><td>その他営業収益</td><td>342,133千円</td></tr><tr><td>委託調査費</td><td>43,119千円</td></tr></table>	営業取引による取引高		その他営業収益	342,133千円	委託調査費	43,119千円
取締役	年額 600,000千円以内																
監査役	年額 50,000千円以内																
営業取引による取引高																	
その他営業収益	346,033千円																
委託調査費	50,485千円																
営業取引による取引高																	
その他営業収益	342,133千円																
委託調査費	43,119千円																

## (株主資本等変動計算書関係)

第15期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)					第16期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)				
* 1 発行済株式に関する事項					* 1 発行済株式に関する事項				
株式の種 類	前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末	同左				
普通株式 (株)	308,062	-	-	308,062	* 2 自己株式に関する事項				
* 2 自己株式に関する事項 該当事項ありません。					同左				
* 3 新株予約権等に関する事項 該当事項ありません。					* 3 新株予約権等に関する事項 同左				
* 4 配当に関する事項 該当事項ありません。					* 4 配当に関する事項 同左				

## (リース取引関係)

該当事項はありません。

## (有価証券関係)

該当事項はありません。

## （デリバティブ取引関係）

## 1．取引の状況に関する事項

<p style="text-align: center;">第15期 （自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日）</p>	<p style="text-align: center;">第16期 （自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日）</p>
	<p>（1）取引の内容 当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>（2）取引に対する取組方針 当社のデリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>（3）取引の利用目的 当社のデリバティブ取引は外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。</p> <p>（4）取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。 なお、取引相手先は関係会社であるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。</p> <p>（5）取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。</p> <p>（6）取引の時価等に関する事項についての補足事項 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または、計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

## 2．取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	取引の種類	第15期 (平成20年3月31日)			第16期 (平成21年3月31日)		
		契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 イギリスポンド USドル	-	-	-	64,272	-	2,037
		-	-	-	21,885	-	57
	合計	-	-	-	86,157	-	1,980

## (注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引は各通貨のキャッシュ・フローを計算し、現在価値に割り引き邦貨換算した額を使用しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

## (退職給付関係)

1. 採用している制度の概要：法人税法に規定する適格退職年金及び規約型企業年金

	第15期 (平成20年3月31日)	第16期 (平成21年3月31日)
2. 退職給付債務及びその内訳		千円
退職給付債務	287,615	277,519
年金資産	223,175	214,244
退職給付引当金	64,440	63,275
3. 退職給付費用の内訳		
勤務費用	53,311	50,215
利息費用	4,551	4,026
期待運用収益	2,514	2,790
数理計算上の差異の費用処理額	5,072	4,465
確定拠出年金に係る要拠出額	7,501	11,080
4. 退職給付債務の計算基礎		
割引率、期待運用収益率	1.40%, 1.25%	1.40%, 1.25%
退職給付見込額の期間配分方法	発生給付評価方式	発生給付評価方式
数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括費用処理	発生年度に一括費用処理

## (ストックオプション等関係)

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

	第15期 (平成20年3月31日)	第16期 (平成21年3月31日)
	千円	千円
繰延税金資産		
未払費用否認	79,154	85,940
退職給付引当金損金不算入額	26,220	25,746
賞与引当金損金不算入額	28,343	38,120
事業再編・整理引当金損金不算入額	21,370	3,458
役員退職慰労引当金損金不算入額	-	406
未払事業税	2,391	2,467
減価償却費損金算入限度超過額	22,202	19,684
繰延資産償却超過額	472	-
繰越欠損金	1,168,258	987,731
未収収益	410	-
一括償却資産超過額	590	295
その他	3	-
繰延税金資産計	1,349,410	1,163,851
評価性引当額	1,349,410	1,163,851
繰延税金資産の純額	-	-

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第15期 (平成20年3月31日)	第16期 (平成21年3月31日)
法定実効税率	40.7%	40.7%
(調整)		
評価性引当額	18.1%	29.7%
住民税均等割	0.4%	0.3%
交際費等永久に損金に算入されない金額	22.6%	11.1%
その他	0.9%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.5%	0.3%

（持分法投資損益等）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

前期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 （被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社	クレディ・ スイス	スイス・ チュー リッヒ	4,399,665 千スイスフラン	投資銀行 業および 資産運用 業	（被所有） 100.0	0名	国内で販売 される投資 信託等に 関する コンサルティング 業務の提供 及び投資信 託の運用外 部委託等	国内で販売 される投資 信託等に 関する コンサルティング 業務の提供 に係る報酬	346,033	未収入金	137,772
								投資信託の 運用外部委 託に係る費用	50,485	未払委託 調査費	23,736

（注）1．上記金額は全て輸出免税取引又は課税対象外取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

## (2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー	米国・ニューヨーク	220,671 千米ドル	資産運用業	無し	0名	資産運用の投資助言・一任契約及び投資信託の運用外部委託等	資産運用に関する投資助言契約に係る投資助言報酬	14,954	未収投資助言報酬	1,083
								資産運用に関する投資一任契約に係る運用受託報酬	8,107	未収運用受託報酬	-
								投資信託の運用外部委託に係る費用	19,538	未払委託調査費	8,481
								事務委託費	45,092	未払費用	19,073
親会社の子会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国・ロンドン	21,009 千ポンド	資産運用業	無し	0名	資産運用の投資助言・投資一任契約及び投資信託の運用外部委託等	資産運用に関する投資助言契約に係る投資助言報酬	18,319	未収投資助言報酬	21,768
								資産運用に関する投資一任契約に係る運用受託報酬	2,589	未収運用受託報酬	1,242
								投資信託の運用外部委託に係る費用	82,843	未払委託調査費	36,409
								費用の立替払	95,688	未払費用	35,024
親会社の子会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルク・ルクセンブルク	2,500 千スイスフラン	資産運用業	無し	0名	資産運用の投資一任契約	資産運用に関する投資一任契約に係る運用受託報酬	221,278	未収運用受託報酬	11,467
親会社の子会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッド	豪州・シドニー	8,346 千豪ドル	資産運用業	無し	0名	投資一任契約の運用外部委託	投資一任契約に係る運用外部委託費用	12,473	未払委託調査費	5,798
親会社の子会社	クレディ・スイス証券株式会社	東京都・港区	78,100,000 千円	証券会社	無し	0名	一般管理事務に係る事務委託等	事務委託費等	200,826	未払費用	27,444

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

当期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17

日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。尚、これにより開示対象範囲に対し与える影響はありません。

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	クレディ・スイス	スイス・チューリッヒ	4,399,665 千スイスフラン	投資銀行業および資産運用業	被所有 直接 100.0	国内で販売される投資信託等に関するコンサルティング業務の提供及び投資信託の運用外部委託等	国内で販売される投資信託等に関するコンサルティング業務の提供に係る報酬	342,133	未収入金	89,429
							投資信託の運用外部委託に係る費用	43,119	未払委託調査費	18,150

(注) 1. 上記金額は全て輸出免税取引又は課税対象外取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

## (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー	米国・ニューヨーク	220,671 千米ドル	資産運用業	無し	資産運用の投資助言・一任契約及び投資信託の運用外部委託等	資産運用に関する投資一任契約に係る運用受託報酬	4,132	未収運用受託報酬	-
							投資信託の運用外部委託に係る費用	17,037	未払委託調査費	6,611
							事務委託費	27,826	未払費用	5,529
同一の親会社を持つ会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国・ロンドン	21,009 千ポンド	資産運用業	無し	資産運用の投資助言・投資一任契約及び投資信託の運用外部委託等	資産運用に関する投資一任契約に係る運用受託報酬	975	未収運用受託報酬	217
							投資信託の運用外部委託に係る費用	71,415	未払委託調査費	27,999
							費用の立替払	160,357	未払費用	69,619
同一の親会社を持つ会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルク	2,500 千スイスフラン	資産運用業	無し	資産運用の投資一任契約	資産運用に関する投資一任契約に係る運用受託報酬	46,439	未収運用受託報酬	1,529
同一の親会社を持つ会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッド	豪州・シドニー	8,346 千豪ドル	資産運用業	無し	投資一任契約の運用外部委託	投資一任契約に係る運用外部委託費用	6,873	未払委託調査費	2,729
同一の親会社を持つ会社	クレディ・スイス証券株式会社	東京都・港区	78,100,000 千円	証券会社	無し	一般管理事務に係る事務委託等	事務委託費等	223,125	未払費用	29,636

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

## 親会社に関する注記

## 親会社情報

クレディ・スイス(非上場)

クレディ・スイス・グループAG(スイス証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

## （ 1株当たり情報）

区分	第15期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第16期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
1株当たり純資産額	4,167円89銭	2,840円07銭
1株当たり当期純損失	918円24銭	1,327円82銭

（注）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

（注）1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第15期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第16期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
当期純損失（千円）	282,877	409,051
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
（うち利益処分による役員賞与金）	-	-
普通株式に係る当期純損失（千円）	282,877	409,051
期中平均株式数（株）	308,062	308,062

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### a. 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### b. 訴訟事件その他の重要事項

クレディ・スイスは、資産運用部門の業務のうち、伝統的資産を対象とした資産運用を行う事業の一部を英国のアバディーン・アセット・マネジメントPLCに売却したため、委託会社は平成21年7月1日に商号をアバディーン投信投資顧問株式会社に変更しました。

また、委託会社の親会社はアバディーン・アセット・マネジメントPLCになりました。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

(平成21年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
(再信託受託会社) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	

## (2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社鳥取銀行	9,061百万円 (平成21年3月末日現在)	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000百万円 (平成21年8月末日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融取引業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

信託財産の保管・管理業務・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

## (2) 販売会社

募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

## 3【資本関係】

## (1) 受託会社

該当事項はありません。

## (2) 販売会社

該当事項はありません。

### 第3【その他】

目論見書の表紙に、( ) 委託会社の名称、( ) 販売会社の名称、( ) ファンドの形態等を記載することがあります。また、委託会社、販売会社およびファンドのロゴマークや図案を表示することがあります。また、目論見書の表紙裏等に、金融商品の販売等に関する法律にかかる重要事項、ならびにファンドの販売会社および基準価額等の照会先を記載することがあります。

目論見書に用語解説等を掲載することがあります。

届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「ファンドの概要」として目論見書に記載することがあります。

目論見書にファンドの信託約款を添付し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該信託約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。

届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して、または平易な表現に代えて目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

金融商品取引法第13条第2項第1号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」という名称を使用します。また、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の別称として「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。なお、投資信託説明書（交付目論見書）と投資信託説明書（請求目論見書）を一体として作成する場合があります、その場合の表紙の別称として、「投資信託説明書（目論見書）」という名称を使用します。

目論見書に、投資信託の基本的な仕組み等を文章や図案等で説明することがあります。

目論見書に、当ファンドまたはマザーファンドの保有証券と運用状況に関する情報を記載する場合があります。

- ・当ファンドの通貨別の投資配分、マザーファンドの債券の種類別、通貨別の投資配分および組入債券の平均最終利回り、平均直接利回り、平均格付けを、文章、数値、グラフで表示することがあります（表示されるデータは適宜更新されます。）。
- ・運用実績として基準価額（税引き前分配金込みおよび分配落ち後）とベンチマークの推移、設定来または直近過去6ヵ月、1年、3年の騰落率を数値、グラフで表示することがあります。（表示されるデータは適宜更新されます。）
- ・当ファンドの直近日の基準価額、純資産総額、分配金の推移を、文章、数値、グラフで表示することがあります（表示されるデータは適宜更新されます。）。

目論見書の冒頭に、リスクおよび手数料等に関する記載をすることがあります。

目論見書の表紙裏に、「委託会社は平成21年7月1日付けで、委託会社の商号およびファンド名を変更致しました。なお、同日以前の記載内容につきましては、変更前の委託会社の商号およびファンド名を使用しております。」というお知らせを記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月18日

クレディ・スイス投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているクレディ・スイス・グローバル・ボンド・プラス Aコース（限定為替ヘッジ）の平成20年7月30日から平成21年1月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・スイス・グローバル・ボンド・プラス Aコース（限定為替ヘッジ）の平成21年1月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・スイス投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1. 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年3月18日

クレディ・スイス投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているクレディ・スイス・グローバル・ボンド・プラス Bコース（為替ヘッジなし）の平成20年7月30日から平成21年1月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・スイス・グローバル・ボンド・プラス Bコース（為替ヘッジなし）の平成21年1月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・スイス投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1. 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

クレディ・スイス投信株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指 定 社 員  
公認会計士 野 島 浩 一 郎  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・スイス投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・スイス投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成21年10月7日

アバディーン投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアバディーン・グローバル・ボンド・プラス Aコース（限定為替ヘッジ）（旧ファンド名：クレディ・スイス・グローバル・ボンド・プラス Aコース（限定為替ヘッジ））の平成21年1月30日から平成21年7月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アバディーン・グローバル・ボンド・プラス Aコース（限定為替ヘッジ）（旧ファンド名：クレディ・スイス・グローバル・ボンド・プラス Aコース（限定為替ヘッジ））の平成21年7月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アバディーン投信投資顧問株式会社（旧社名：クレディ・スイス投信株式会社）及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1. 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年10月7日

アバディーン投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアバディーン・グローバル・ボンド・プラス Bコース（為替ヘッジなし）（旧ファンド名：クレディ・スイス・グローバル・ボンド・プラス Bコース（為替ヘッジなし））の平成21年1月30日から平成21年7月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アバディーン・グローバル・ボンド・プラス Bコース（為替ヘッジなし）（旧ファンド名：クレディ・スイス・グローバル・ボンド・プラス Bコース（為替ヘッジなし））の平成21年7月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アバディーン投信投資顧問株式会社（旧社名：クレディ・スイス投信株式会社）及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1 . 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

クレディ・スイス投信株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指 定 社 員            公認会計士 野島 浩一郎  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・スイス投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・スイス投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上